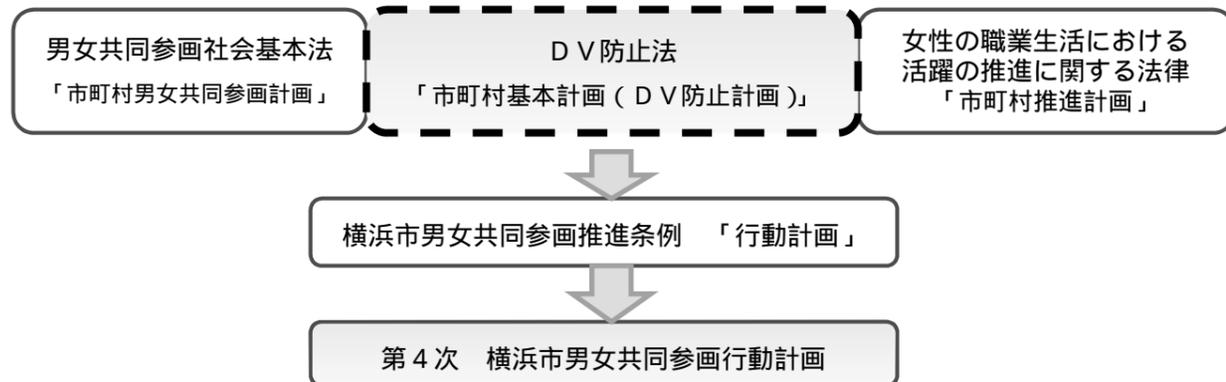


配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく

市町村基本計画【素案】について

1 改訂の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づく市町村基本計画(以下、「DV防止計画」という。)は、第3次横浜市男女共同参画行動計画の中に位置づけられています。現行計画が平成28年3月31日をもって期間満了となることに伴い、改訂するものです。



2 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

3 第4次横浜市男女共同参画行動計画におけるDV防止計画の位置づけ

4つの取組分野

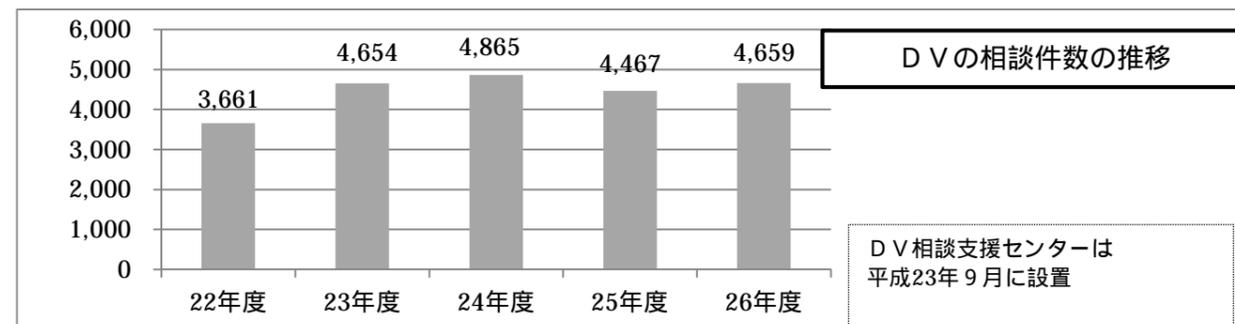
あらゆる分野における女性の活躍	安全・安心な暮らしの実現	男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり	推進体制の整備・強化
-----------------	--------------	----------------------------	------------

4つの重点施策

働きたい・働き続けた女性への就業等支援	困難な立場にある男女への支援	男性中心型労働慣行の見直し等による男性・シニア等の育児・家事・介護参画	社会基盤全体及び庁内の体制強化
---------------------	----------------	-------------------------------------	-----------------

4 これまでの取組

平成23年1月にDV防止計画を策定し、この計画に基づき、平成23年9月に横浜市DV相談支援センターを設置しました。こども青少年局、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3つの組織が一体となってDV相談支援センターを運営するとともに、関係機関と連携し、DV被害者の相談や保護、自立の支援などに取り組んできました。相談内容が複雑・多様化する中で、相談者の立場に立った支援を行うとともに、男性からの相談にも対応しています。



5 取組の方向性

DV相談支援センターについては、こども青少年局、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3つの組織の協働により、引き続き円滑に運営し、相談の充実を図ります。また、関係機関や民間団体との連携を強化し、相談、保護、自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。

深刻な被害の防止と暴力の根絶のためには、若い世代への啓発、相談窓口の周知、男性相談者への支援など、取組の一層の充実が求められます。また、相談者の安全を確保するため、情報管理の徹底が必要となっています。

以上を踏まえ、DV施策に関する基本方針を以下のとおり定め、横浜市は、市民に最も身近な行政機関として、被害者の立場に立ち、自立に向けた切れ目のない支援を行います。

基本方針1 相談支援体制の充実

横浜市DV相談支援センターの安定的な運営を行うとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を充実します。また、職員等への研修等を充実し、支援者の育成と資質向上を図ります。

<主な事業>

- DV相談支援センター機能の発揮と、関係機関との連携を強化した相談体制の充実
- DV相談支援センターの相談・支援スキルのレベルアップ及び専門性の向上 ほか

基本方針2 DV被害者の安全・安心の確保と自立支援策の充実

DV被害者の自立への支援にあたっては、精神的、経済的な問題を始め、住まいの確保、就業、子どもへのケア等、様々な課題を解決する必要があります。関係機関や民間団体と連携し、被害者の自立に向けた切れ目のない支援を行います。

<主な事業>

- 関係機関、民間団体との連携による一時保護の実施
- 就業支援、住宅の確保、子どもへのケア等、自立した生活に向けた支援 ほか

基本方針3 暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及等の取組の推進

暴力の根絶に向けて、DVの正しい理解の促進に取り組みます。また、若い世代への啓発が重要であるため、中学・高校・大学を対象に、暴力防止の理解を深めるための講座等を実施します。

<主な事業>

- 相談窓口の周知及びDVの正しい理解の促進
- 若い世代に向けた暴力防止の啓発強化 ほか

6 成果指標

DV防止計画における成果指標を以下のとおり定めました。

DV防止計画における成果指標	現状値	目標値
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 【精神的暴力】交友関係や電話を細かく監視する 【経済的暴力】必要な生活費を渡さない 【性的暴力】避妊に協力しない	32.2%(26年度) 53.7%(26年度) 52.6%(26年度)	、 、 100%

7 今後のスケジュール

- 平成27年10月19日(月)～11月20日(金) パブリックコメントの実施
- 平成28年1月 計画原案の確定
- 平成28年2月 平成28年第1回市会常任委員会(ご報告)
- 平成28年3月 計画の確定・公表



第4次 横浜市男女共同参画行動計画（素案）（案）

平成28年度～平成32年度

～誰もが安心と成長を実感できる

日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現に向けて～

DV防止計画 抜粋版

※DVに関する記載がある部分は点線で該当箇所を示しています。

平成27年 月 日

目次

計画の策定にあたって.....	1	
I. 行動計画の全体像.....	4	
1. 位置づけ	4	
2. ねらいと基本理念.....	4	
3. 計画期間	5	
4. 行動計画の体系.....	6	
5. 4つの重点施策と優先的に取り組むべき事業.....	7	
II. 策定の基本的考え方と策定後の進行管理.....	9	
1. 策定の基本的考え方	9	
2. 策定後の進行管理.....	15	
III. 重点施策.....	16	
1. 現状及び特徴	16	
2. 重点施策	25	
IV. 取組分野と主な事業.....	27	
取組分野 I あらゆる分野における女性の活躍		省略
I-1 市内企業及び市役所における「女性管理職 30%」に向けた加速化		
I-2 市附属機関等への女性参画比率の向上.....		
I-3 インセンティブの付与等による企業への取組支援.....		
I-4 女性の就労支援とキャリア形成・ネットワークづくりの推進.....		
I-5 女性の起業と起業後の成長支援.....		
I-6 多様な選択を可能にする学習機会の提供		
取組分野 II 安全・安心な暮らしの実現	29	省略
II-1 ひとり親家庭の自立支援等		
II-2 DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援（DV防止法に基づく市町村基本計画）	30	
II-3 女性や子どもに対する暴力の予防と根絶		省略
II-4 ハラスメント防止対策の推進.....		
II-5 性を理解・尊重するための教育と相談.....		
II-6 ライフステージに対応した支援と性差医療が受診しやすい環境づくり		
II-7 性別に関わる問題の解決に向けた相談・支援等		
II-8 高齢者・若年者・障害者・外国人等、困難を抱えたあらゆる女性の安定した生活と社会参加のための支援.....		

取組分野Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり	
Ⅲ-1 男性・シニアの家庭生活や地域活動への参画の促進	
Ⅲ-2 「働き方改革」「柔軟な働き方」の推進（企業等への働きかけ等）	
Ⅲ-3 多様なニーズに対応する保育・教育・子育て環境の整備	
Ⅲ-4 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供の強化	
Ⅲ-5 男女共同参画推進のための広報・啓発	
Ⅲ-6 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識（キャリア教育を含む） を育む教育	
Ⅲ-7 地域防災における男女共同参画の推進	
Ⅲ-8 男女共同参画に関する国際的な協調と活動への支援	
取組分野Ⅳ 推進体制の整備・強化	
Ⅳ-1 関係機関・団体との連携強化や国への働きかけ	
Ⅳ-2 庁内体制の強化	
Ⅳ-3 確実なPDCAサイクルの実施	
Ⅳ-4 男女別等統計の充実	

省略

序章

計画の策定にあたって

道なかば、男女共同参画社会の実現

男女平等については、人権の尊重を含め、婦人参政権¹の確立や日本国憲法の制定をはじめ、国際社会と目的を共有する女子差別撤廃条約²の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「均等法」と言う）³、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」と言う）⁴などにより、法的に整備されてきました。

横浜市でも、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会の実現をめざし、昭和58年に婦人行政推進室(当時)を設置しました。

以来、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会と3館の男女共同参画センターとともに、情報提供や広報啓発、就労支援やドメスティック・バイオレンス⁵をはじめとする相談事業、仲間づくりなど様々な観点から男女共同参画社会づくりを進めてきました。横浜市DV相談支援センターの設置や、他都市に先駆けて取り組んだ保育所待機児童ゼロの達成、女性の就労支援など、男女がともに尊重しあい、社会と家庭でともに責任と恩恵を享受できる環境づくりも進めています。

しかしながら、女性の多様な分野への参画や就労、ワーク・ライフ・バランスの推進、DVの防止と相談支援の充実など、課題は少なくありません。

特に、「男女共同参画に関する市民意識調査」⁶（以下「市民意識調査」という）の結果をみると、「社会において男性の方が優遇されている」と感じている市民は約74%であり、その割合は平成21年の前回調査よりもむしろ増加しています。また、結婚や出産を機に仕事を辞める女性が7割を占める状況は20年前と大き

¹ 女性が政治に参加する権利。主に選挙権や被選挙権のことを示します。

² 1979年の国連総会において採択された、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした条約。日本は1985年に締結しました。

³ 1985年に制定された、職場における男女の差別を禁止する法律です。

⁴ 1999年制定「男女共同参画社会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会）」を実現するための基本理念を掲げています。また、行政（国、地方公共団体）と国民が果たすべき役割を定めています。

⁵ 「ドメスティック・バイオレンス」略して「DV」。この計画及び「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」では、配偶者等からの暴力という意味で使用します。

⁶ 2014年度に横浜市で行った、男女共同参画に関する市民の皆様の意識や実態等についての調査です。

く変わっておらず、女性が労働市場で形成するいわゆる M 字⁷カーブは日本全体に共通する、国際社会の中でも特異な状況であり続けています。

また、「男は仕事、女は家庭」を肯定する市民の割合は徐々に減っており、いわゆる固定的な性別役割分担意識は薄れる傾向にありますが、この意識にもとづいた制度や慣行が社会に根強く残っていることが、男女ともにいきいきと生活できる男女共同参画社会の実現を妨げていると指摘されています。男女共同参画の視点に立った意識の改革だけでなく、社会制度・慣行の見直しを含めてこの国の文化を変えていくことが求められています。

「女性の力」に期待する国の動き、国際社会の期待

少子高齢化が進展するなか、これまで活かしきれてこなかった最大の潜在力として「女性の力」が注目され、女性の活躍推進は、これまでも日本全体の重要課題と位置づけられてきました。

昨今の経済不況から、国際経済に対する日本のけん引力低下は、国際社会からも懸念されており、先進国の中でも最低レベルとなっている女性の社会参画を推進すべきとの期待も高まってきました。

こうした中、女性の活躍推進は、平成 25 年 6 月の「成長戦略」において最重要分野と位置付けられました。平成 26 年 10 月には内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部⁸」を設置、「すべての女性が輝く政策パッケージ⁹」を取りまとめ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」¹⁰も成立し、新たな法的枠組みが構築されています。

経済同友会や経団連など経済団体も率先して具体的な行動を起こし始め、官民あげた女性の活躍支援及び男女共同参画社会の実現をはばむ制度、慣習の改革に向けて大きく動き出しています。

内閣府で策定中の「第 4 次男女共同参画基本計画」については、策定に当たっての基本的考え方の素案がまとめられており、目指すべき社会として、①男

⁷ 我が国の女性の年齢階級別労働力率を折れ線グラフで表すと M 字型になることから、略して M 字とされています。女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期にあたる 30 代前半から低下し、30 代後半で底となる M 字型を描きます。M 字の底（くぼみ）が深いほど、結婚、出産、子育てを機に仕事を辞める女性が多いといえます。

⁸ 様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるように、本部が設置されました。

⁹ 2015 年春頃までに早急に対応すべき、様々な立場に置かれている女性の課題を解決するための施策です。

¹⁰ 2015 年 8 月成立。女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことを基本原則としています。国の定める基本方針等を勘案して、地方公共団体（都道府県、市町村）は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することとなっています。

女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会、②男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会、③男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会、④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会、の4つを挙げています。

おりしも、社会生活における男女の均等な権利と責任を規定した均等法の成立からおよそ30年、ジェンダー平等¹¹と女性のエンパワメント促進¹²を宣言した第4回世界女性会議(北京会議)¹³から20年が経過し、女性の人権擁護と社会進出は大きく進んだと言えるなかで、なお、残る課題に対し、日本全体が大きな変革を遂げようとしている今、基礎自治体である横浜市としても、「日本一女性が働きやすい 働きがいのある都市」を目指し、男女共同参画の取組において、これまでにない大きな一歩を踏み出す好機となっています。

¹¹ 性別に関わらず、人生や生活における様々な機会が平等に与えられ、男女が同様に自己実現の機会を持つこと。

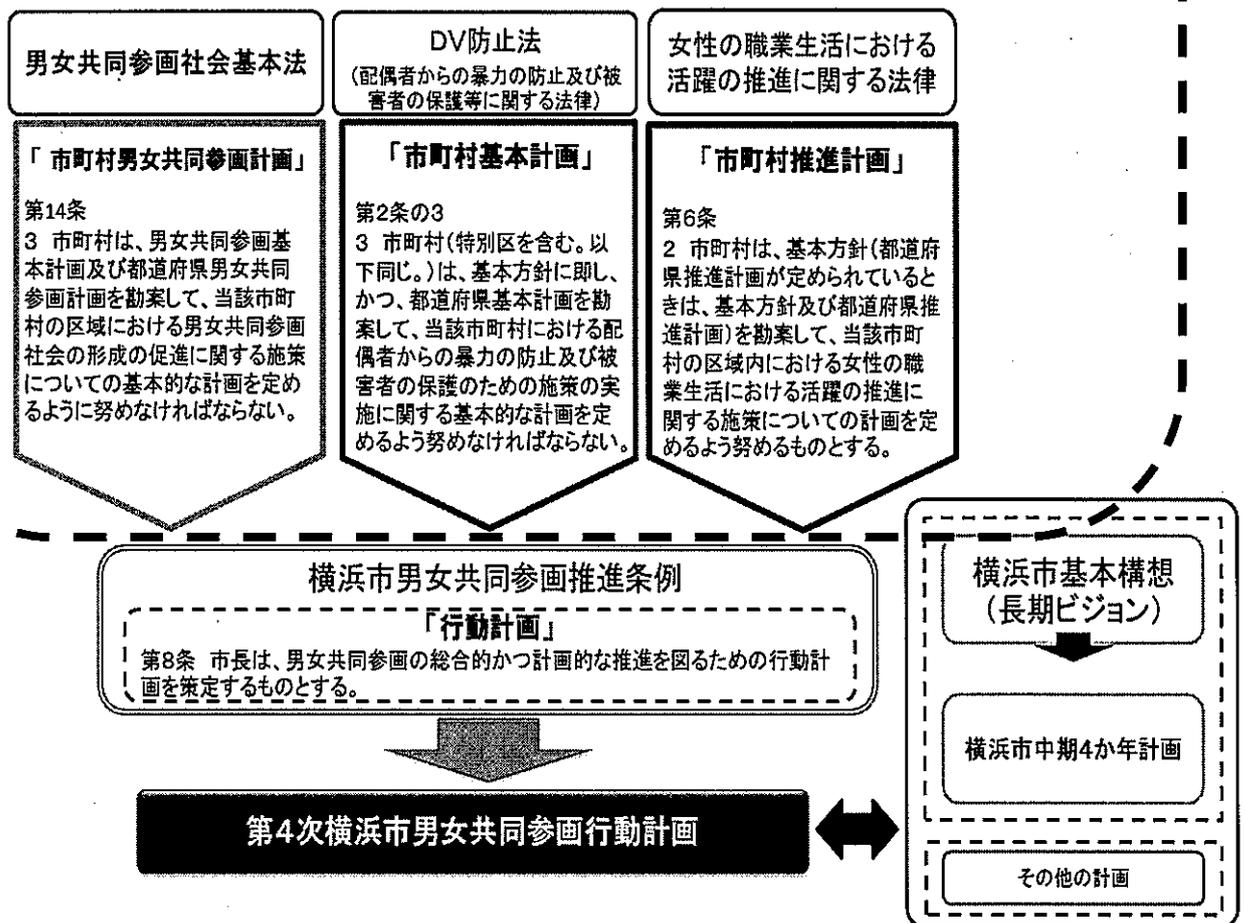
¹² 女性が、人生や生活に係る決定をする権利と能力を持つこと。また、多様なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変化させる力を持つこと。

¹³ 1995年に北京で開催された男女平等に係る国際会議です。本会議では、女性のエンパワメントやジェンダー平等に関する国際的な合意である北京宣言と行動綱領が採択されました。

1. 行動計画の全体像

1. 位置づけ

横浜市男女共同参画行動計画（以下、行動計画という）は、「横浜市男女共同参画推進条例」（以下、条例という）第8条に基づく行動計画であり、「基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する計画にあたります。



2. ねらいと基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

基本理念(条例第3条から要約)

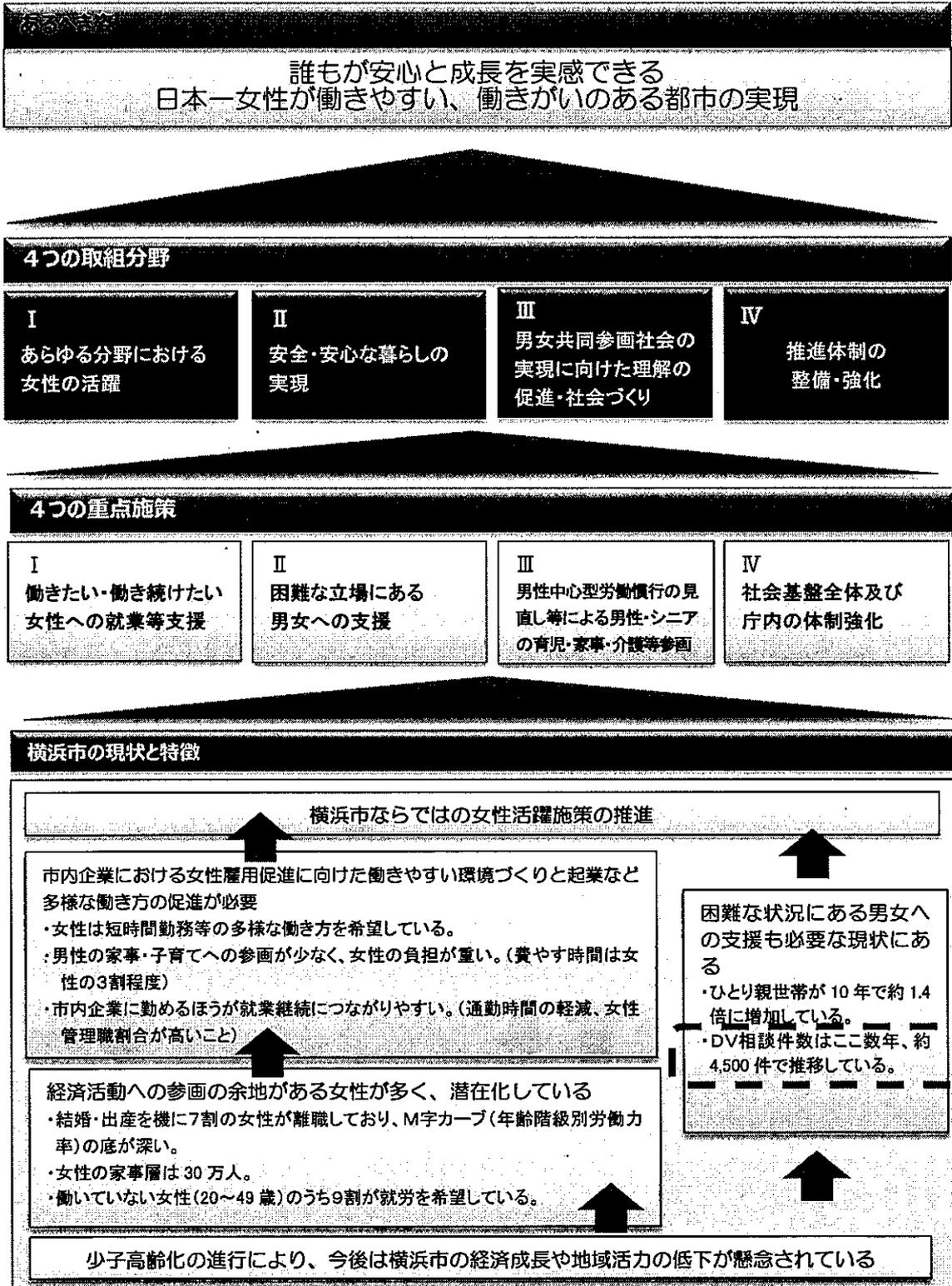
- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶

3. 計画期間

平成 28 年度 (2016 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までの 5 か年とします。

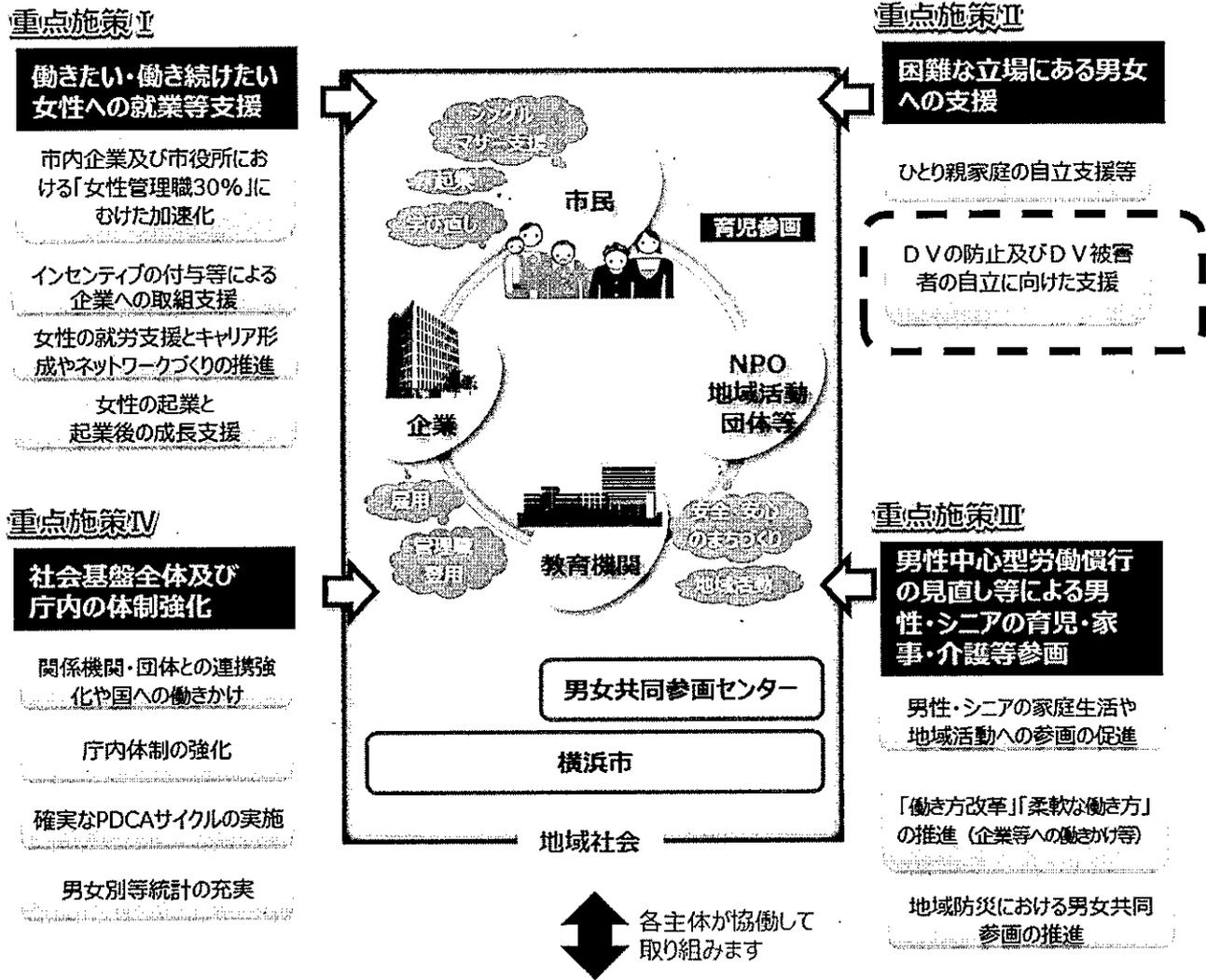
4. 行動計画の体系

「誰もが安心と成長を実感できる、日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現」に向けて、横浜市の現状や特徴等を踏まえた「4つの重点施策」と「4つの取組分野」ごとの具体的事業を進めていきます。



5. 4つの重点施策と優先的に取り組むべき事業

社会基盤全体及び市内の体制を強化しながら、市民一人ひとりや企業等に向けた支援を行い、地域社会全体で取組強化を進めます。



第4次横浜市男女共同参画行動計画

達成状況の評価 ↑ ↓ 達成状況の報告

施策・事業の調整、進捗管理

横浜市男女共同参画
審議会

横浜市男女共同参画
推進会議

※市長の附属機関（外部有識者等）

※市長、副市長、関係区局長等で構成

○ 横浜市男女共同参画センター

男女共同参画センター3館（横浜、横浜南、横浜北）は、条例第11条に定める男女共同参画推進拠点施設として、行動計画に基づき、女性の就業や男女のワーク・ライフ・バランス支援、女性に対する暴力防止等の講座事業、情報事業、広報啓発事業、調査研究・事業開発事業、相談事業、協働連携事業等を総合的に実施します。

区役所、事業者、教育機関及び市民・地域活動団体等と協働・連携して、啓発事業や様々な課題解決に向けての取組を行い、市民に身近な場所で、男女共同参画の裾野を広げ、市内全域における男女共同参画の推進を図ります。

○ 横浜市男女共同参画審議会

条例第12条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議します。

また、事業の実施状況、目標の達成状況などに基づき、行動計画の進捗状況についての評価を行い、必要に応じて市長に施策の方向について提言していきます。

○ 横浜市男女共同参画推進会議

市長を会長として、副市長、関係区局長等で構成され、市の男女共同参画の推進に関する施策に係る重要事項について審議します。また、行動計画の実施に関し、各区局間の施策の調整を図り、施策の着実な推進を図ります。

II. 策定の基本的考え方と策定後の進行管理

1. 策定の基本的考え方

横浜市では、男女共同参画社会の形成を目指して、平成13年（2001年）4月に条例を制定し、条例の理念に基づく行動計画により、様々な取組を実施してきました。

第3次行動計画（平成23年度（2011年度）策定）は、平成27年度（2015年度）で期間満了となるため、横浜市男女共同参画審議会へ市長から諮問を行い、審議会からの答申を受けて、第4次行動計画を策定します。

また、条例第3条の「基本理念」とともに（I-2参照）、「DV防止法」や「国や他の計画との関連性」、10年後を見据えた「男女共同参画をめぐる社会の変化と横浜市の動向」、さらに、「第3次行動計画における取組状況と評価」を踏まえて本計画を策定します。

（1）DV防止法との関係性

横浜市では、DV防止法に基づき、「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画¹⁴」を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施してきましたが、第4次行動計画では、この計画を包含させ、女性に対する暴力の根絶のための取組を総合的かつ一体的に推進していきます。行動計画では、DV防止法の対象である「(元)配偶者からの暴力」を対象とします。なお、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」、親・きょうだいなど身近な者からの暴力に対しても、行動計画に準じて対応します。

（2）国や他の計画との関係性

国では、平成28年度（2016年度）からを計画期間とする「第4次男女共同参画基本計画」の策定に向けた検討が行われ、男女共同参画会議計画策定専門調査会において「基本的な考え方（素案）」が取りまとめられました。また、神奈川県は、平成24年度（2012年度）に「かながわ男女共同参画プラン（第3次）」を策定しています。これらの内容を踏まえて行動計画を策定します。

さらに、横浜市の「中期4か年計画」（平成26年度～平成29年度（2014年度～2017年度））や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度（2015年度～2019年度））、「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」（平成25年度～平成29年度（2013年度～2017年度））、「第3期横浜市地域福祉保健計画」（平成26年度～平成30年度（2014年度～2018年度））、「横浜市障害者プラン（第3期）」（平成27年度～平成32年度（2015年度～2020年度））

¹⁴ DV防止法に基づく市町村基本計画。計画期間は5年間。

「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成27年度～平成29年度（2015年度～2017年度））等の市の他の計画とも整合性を図りながら行動計画を策定します。

（3）男女共同参画をめぐる社会の変化と横浜市の動向

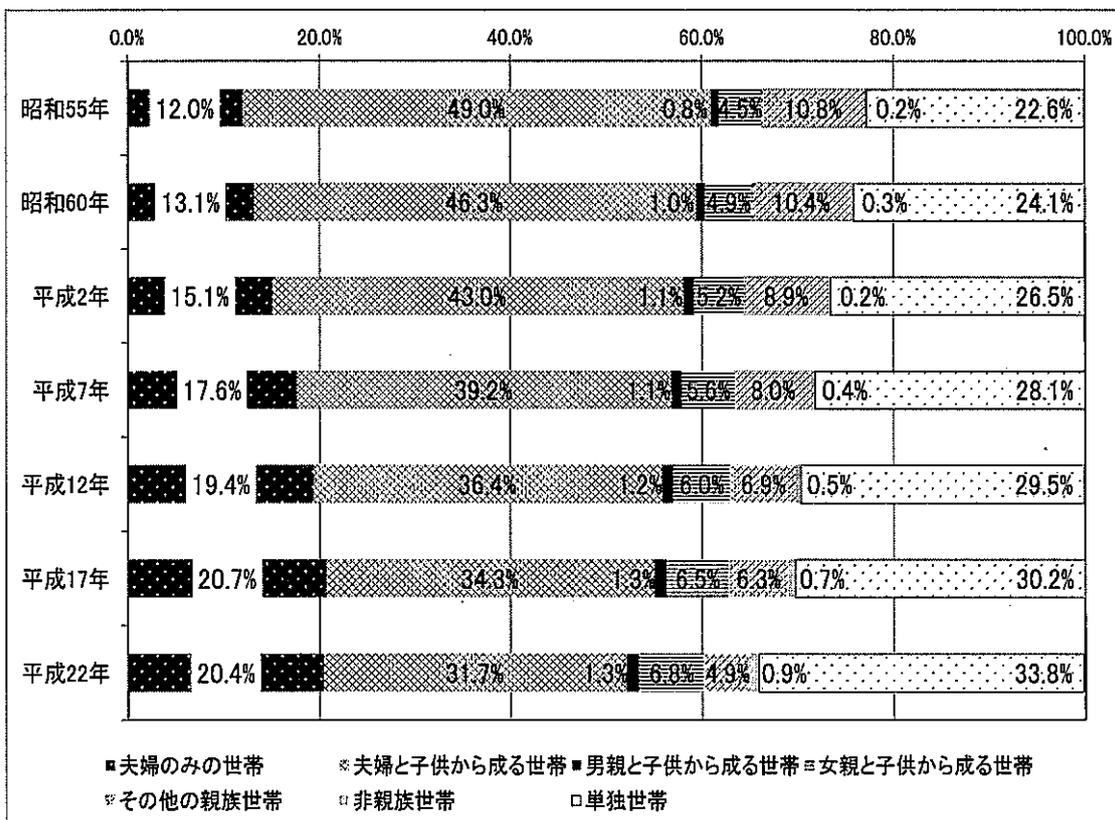
～10年後に想定される横浜市を取り巻く環境～

ア 世帯構造の変化

家族類型別一般世帯数の割合を見てみると、平成22年（2010年）においては、「単独世帯」が33.8%で最も多い世帯類型となっており、これまで標準的と言われていた「夫婦と子供から成る世帯」を上回っています。年齢別に見ても、単独世帯はほぼすべての世代で増加しています。

今後、生涯未婚率の上昇に伴う単独世帯の増加や、ひとり親世帯の増加も見込まれるなか、生活不安や困窮状態に陥ることがないように、男女ともに働き続けることができる社会の実現や、セーフティネットを含めた支援が必要です。《資料編図表15参照》

図表1 横浜市の世帯構造の変化



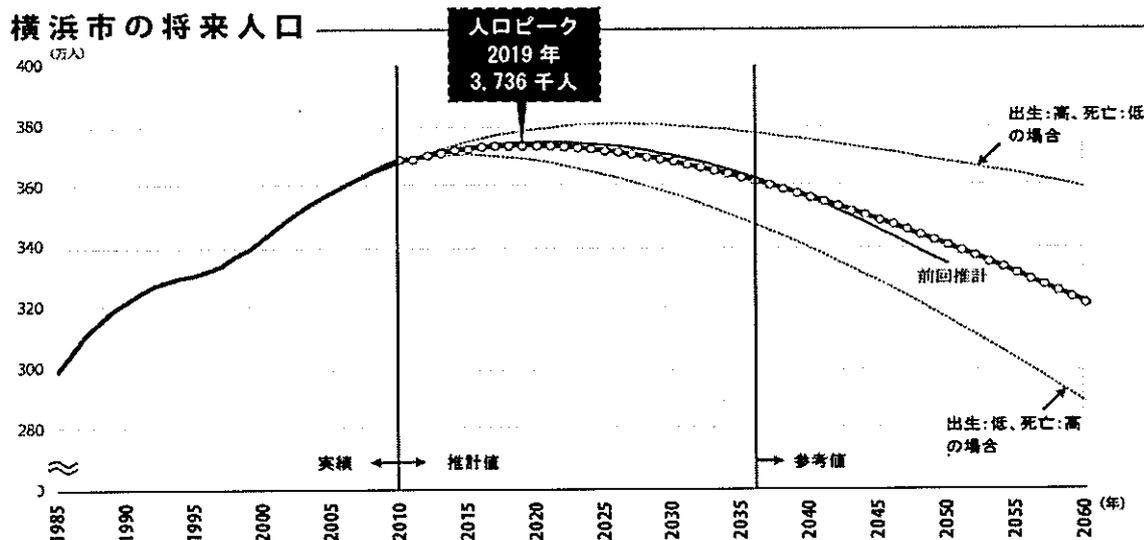
（出典）総務省「国勢調査」（昭和55～平成22年）

イ 高齢化の進展、生産年齢人口の減少

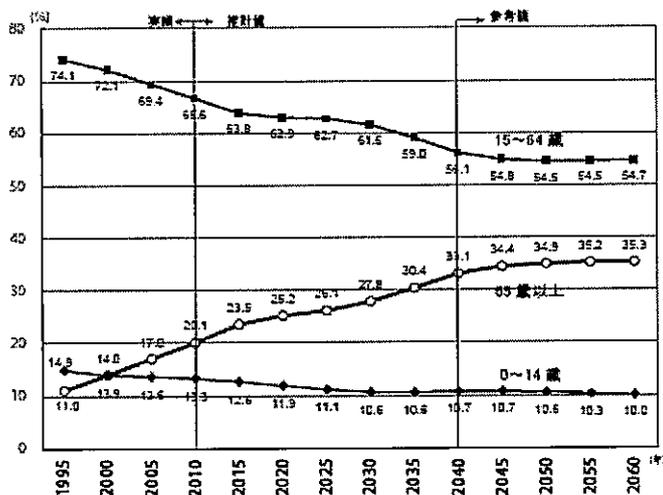
総人口のピークは平成 31 年（2019 年）であり、その後は減少を続ける見込みとなっています。また、高齢化率は、総人口ピークの平成 31 年（2019 年）に 25%、2060 年では 35%まで上昇すると予測されます。生産年齢人口は減り続けるため、地域経済の成長や地域活力の維持を支える人材が必要であり、女性や高齢者など多様な主体が経済活動、地域活動に参画することが重要となってきます。

少子化と高齢化の同時進行が続き、女性の晩婚化で出産年齢が高齢化し、親の介護と子育てを同時にしなければならない世帯（いわゆるダブル・ケア負担の世帯）の増加が予測されます。

図表 2 横浜市の人口構造の変化



横浜市の年齢3区分人口の割合



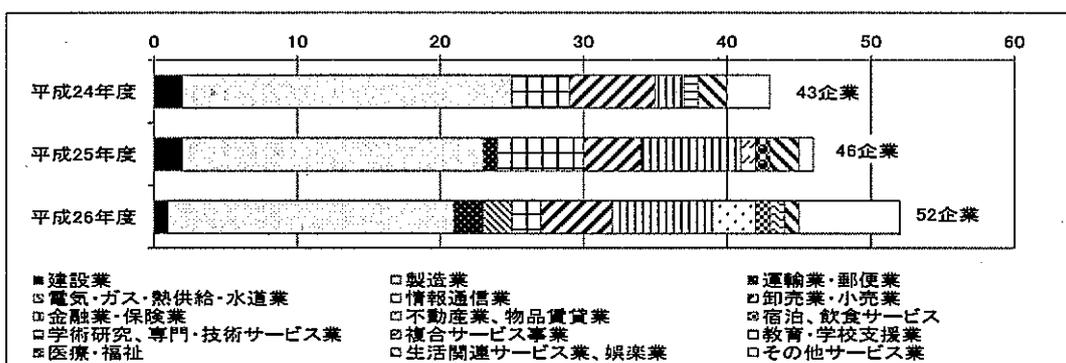
(出典) 横浜市「横浜市の将来人口推計」(平成 24 年)

ウ ダイバーシティ&インクルージョン¹⁵

ダイバーシティ&インクルージョンが、組織の硬直化を避け、時代の変化に適應するための組織開発への取組であるとの認識が進んでいます。

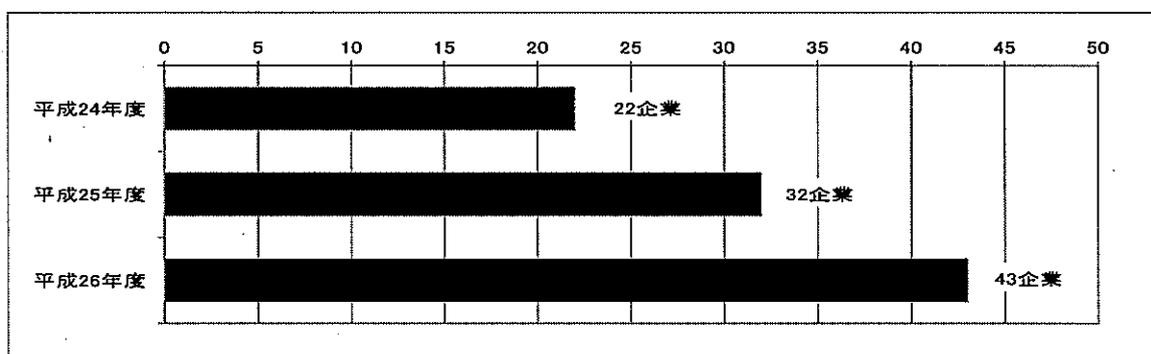
行政サービスにおいても、一層の質の向上に向け、女性の視点も含めた、多種多様な価値観や視点を導入し、新たな発想が求められる社会になっています。女性の就労形態の多様化（夜間・土日勤務等）に対応できる保育等の環境づくりも必要となります。

図表3 ダイバーシティ経営企業100選¹⁶の表彰企業数



(出典) 経済産業省「ダイバーシティ経営企業100選 表彰企業」より作成（平成24～26年度）

図表4 よこはまグッドバランス賞の受賞企業数



(出典) 横浜市「よこはまグッドバランス賞 認定事業所一覧」より作成（平成26年度）

¹⁵ 多様性を受容れ、様々な意見やアイデアを聴き入れることで、組織の競争の優位性を高める成長戦略です。

¹⁶ ダイバーシティ経営に優れた企業を選定・表彰・公表する取組です。平成24年度から平成26年度にかけて経済産業省が実施し、平成27年度からは「新・ダイバーシティ経営企業100選」を開始しました。

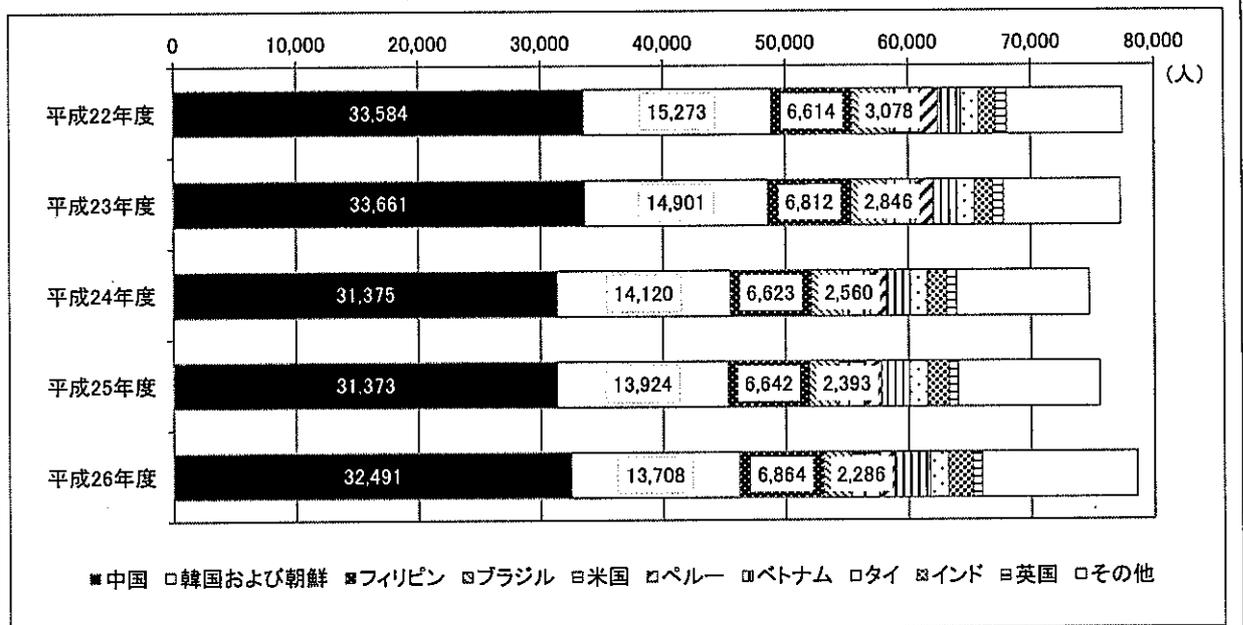
エ グローバル化の進展

グローバル化の進展により、女性を含めて多様な人材が活躍できる場や柔軟な働き方、女性の管理職への登用など、国際基準での対応が必要となります。

また、市内在住外国人が増加するなか、就労相談、防災やDV相談等も含め、外国人のニーズに応じた取組が重要となります。

特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、市を含め国全体でグローバル基準に対応できる社会づくりが進むと考えられます。

図表5 市内在住の外国人の増加



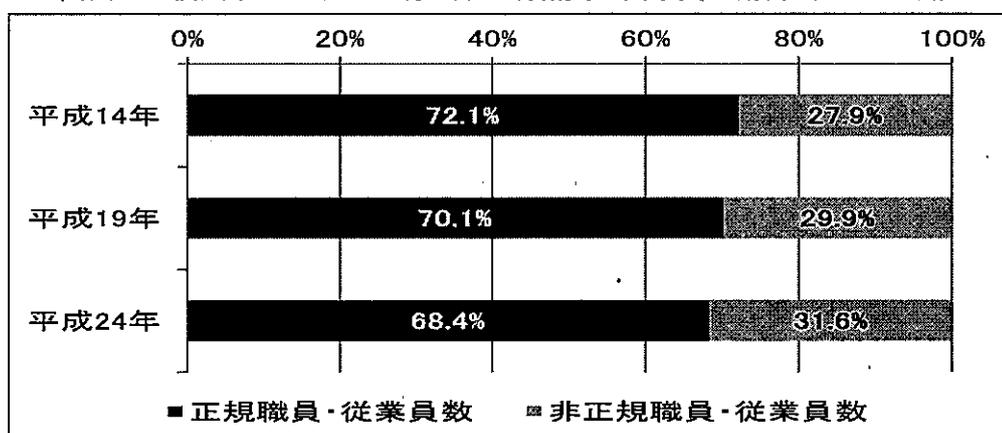
(出典) 横浜市「横浜市統計書」(平成26年度)

オ 格差の拡大

ひとり親世帯の増加等に伴う経済的格差や、若年無業者・非正規雇用者の増加等に伴う世代間の格差など、所得面のほか教育面等においても中長期的には格差が拡大する可能性があります。

困窮状態に陥らないための防止策や困窮から脱するための切れ目のない支援が必要となります。

図表6 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）

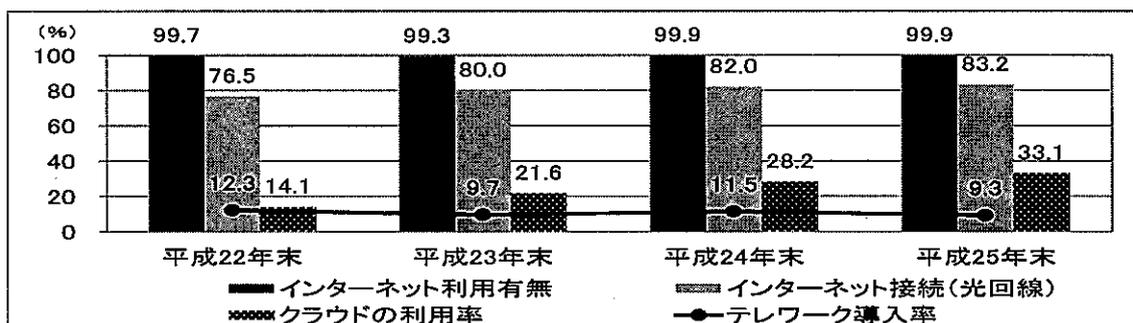


(出典) 総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

カ 情報技術の進展

ICT（情報通信技術）の発達により、テレワーク¹⁷等を始めとした多様な形態の働き方が可能となっていると予想されます。情報技術の活用により、女性の更なる活躍推進を図る必要があります。

図表7 企業のICT環境整備とテレワーク導入率



(出典) 総務省「情報通信白書」(平成26年度)

(4) 第3次行動計画における横浜市の取組状況と評価

現行の第3次行動計画(平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの計画期間)では、高い目標値を掲げた中で、男女共同参画センター、市民、企業や市民活動団体と協働・連携し、様々な取組を進めてきました。この結果、成果指標の達成には及ばなかったものの、成果指標を達成するための活動指標については、ほとんどの項目が計画策定時よりも実績値を上げています<<資料編I参照>>。引き続き、一層の取組を進めていきます。

¹⁷ ICTを活用した、場所や時間に捉われない柔軟な働き方

2. 策定後の進行管理

計画達成を着実に図るため、計画の推進主体を明確にししながら、できる限り数値上の成果指標等を設定し、年度ごとの評価と進捗管理を行います。

指標等

ア「成果指標＝取組の結果、“何”が“どのように”になっているか」の設定

4つの取組分野ごとに、成果指標を設定し、その達成状況を把握して、次期行動計画に反映します。

イ「活動指標＝ 成果指標の達成に向けて“何”が“どれくらい” 進んでいるか」の設定

成果指標の進捗に関わる指標を活動指標として設定し、進捗状況を見ることで、要因の把握を行います。

ウ「関連指標」の設定

成果指標に影響を与える外部要因などの背景情報を把握し、計画の達成度をより的確に把握するため、成果指標に関連する指標を設定します。

なお、本指標は市の取組だけにとどまらず、外的要因の影響が大きいものや、目標を達成することが必ずしも適当でないものであるため、目標値は設定せず、数値の状況把握を行います。

エ 審議会による達成状況の評価と市民への公表

条例第9条に基づき、毎年、年次報告書により、男女共同参画の状況及び行動計画に基づく施策の実施状況をまとめ、計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表します。

あわせて、横浜市男女共同参画審議会に報告し、その評価を受けながら、取組を進めます。

III. 重点施策

行動計画策定にあたり、市の現状と特徴を踏まえた実効性のある計画とするため、様々な観点から調査・分析を行いました。

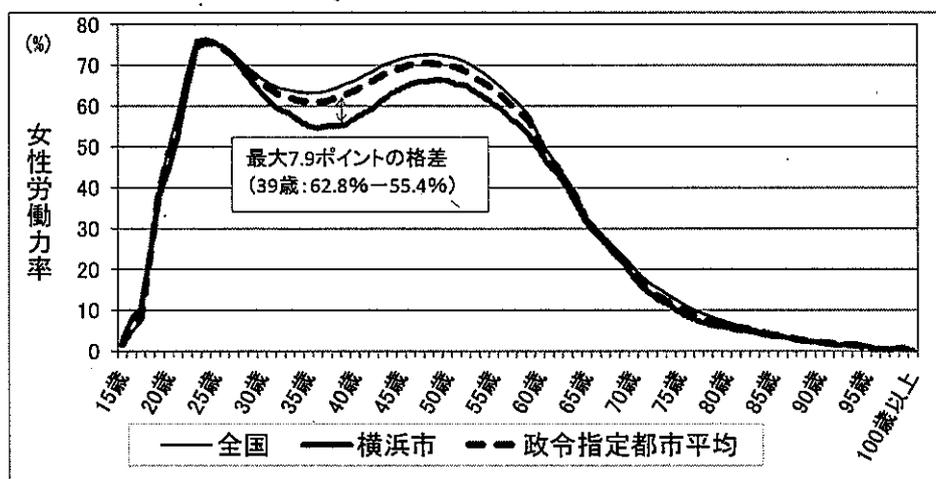
この結果を踏まえ、4つの施策を重点的に進めていきます。

1. 現状及び特徴

少子高齢化の進行により、今後は横浜市の経済成長や地域活力の低下が懸念される。

- ・ 横浜市の人口や就業者数が減少傾向にある一方、高齢化率は上昇しており、市の経済成長や地域活力の低下をもたらすことが懸念されます。
- ・ 市は全国や他都市と比べて女性の労働力率¹⁸、女性の管理職割合が低く、女性の経済活動への参画の程度が十分ではありません。また、ボランティア活動などの地域活動については、男性の参画の程度が低いことが推測されます。
- ・ 少子高齢化が進行する中で市の経済活力や地域活力を維持するには、女性の経済活動への参画及び男性の地域活動への参画の推進が重要な鍵といえます。

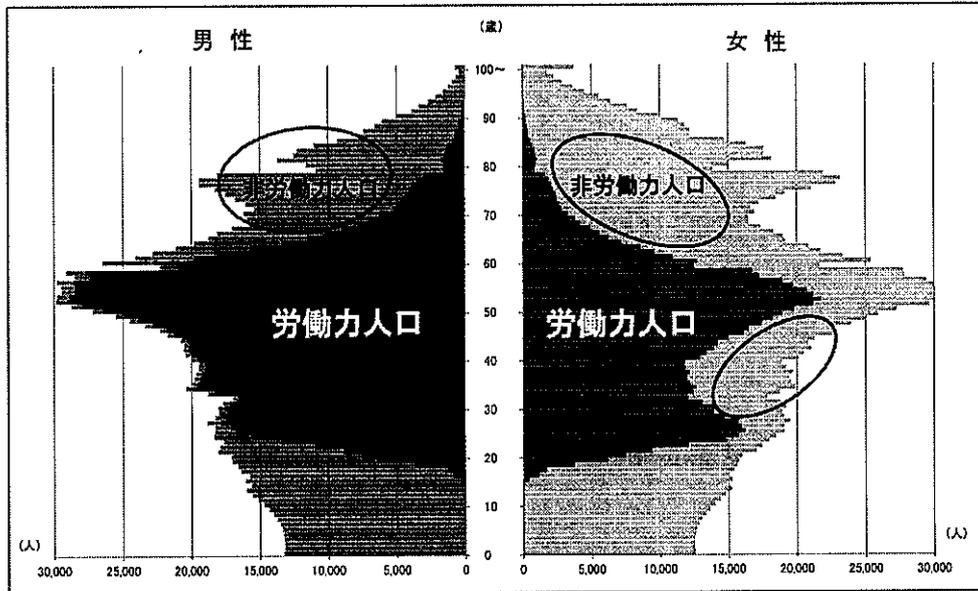
図表8 女性の年齢階級別労働力率の比較



(出典) 総務省「国勢調査」(平成22年)

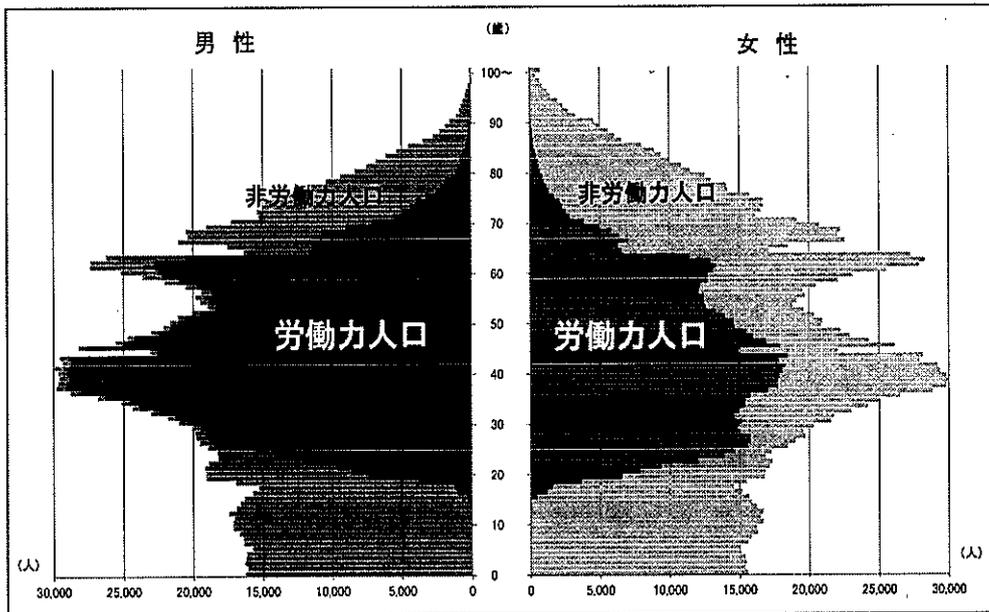
¹⁸ 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

図表 9 - 1 男女別年齢別労働力人口
2025年の男女別年齢別労働力人口（推計）



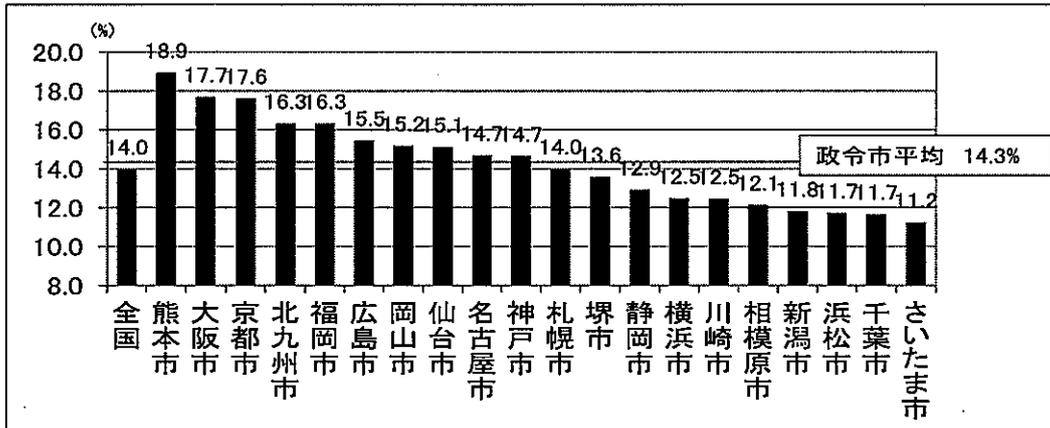
(出典) 横浜市「横浜市の将来推計人口」(平成 24 年)

図表 9 - 2 男女別年齢別労働力人口
2010年の男女別年齢別労働力人口



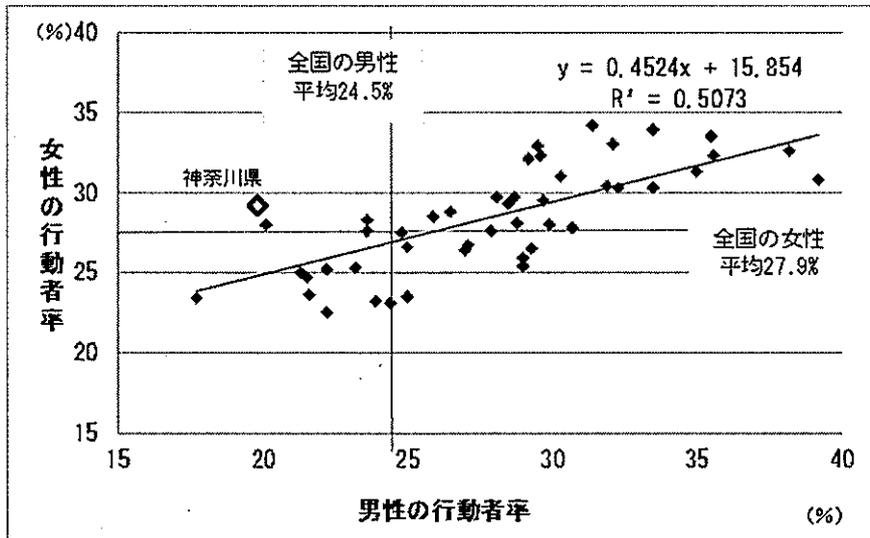
(出典) 総務省「国勢調査」(平成 22 年)

図表 10 管理的職業従事者全体に占める女性割合の比較（常住地ベース）



(出典) 総務省「国勢調査」(平成 22 年)

図表 11 ボランティア活動の男女別の行動者率（都道府県別）

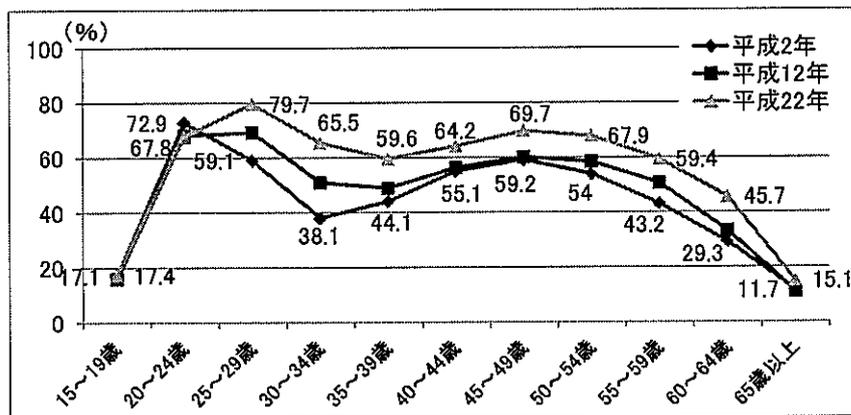


(出典) 総務省「社会生活基本調査(生活時間編)」(平成 23 年)

経済活動への参画の余地のある女性が多く、潜在化している。

- ・「横浜市女性の就業ニーズ調査」¹⁹の結果によると、結婚・出産期に7割の女性が離職しており、全国（6割程度）と比較しても、高い割合です《資料編図表 28 参照》。
- ・このような方の多くは20歳～30歳代までは正規雇用で活躍しているものの、出産等のライフイベントを契機に離職し、専業主婦となる傾向が見られ、この結果、全国と比較して、いわゆるM字カーブ（女性の年齢階級別労働力率）の谷が深いという市の特徴につながっていると考えられます。《資料編図表 29～30 参照》
- ・働いていない女性のうち9割が就労を希望しています《資料編図表 31 参照》。さらに市には、他都市と比べて、広い知識を習得している人や、専門の学芸を研究している人など、高度な専門性のある女性が数多くいる特徴もあり《資料編図表 33 参照》、女性の経済活動への参画について、大きなポテンシャルがあるといえます。
- ・女性が結婚・出産を機に離職する主な原因に、市外勤務の女性が比較的多く長時間労働や長い通勤時間といった労働条件の問題と固定的な性別役割分担意識によって生じる男女の意識のギャップ等を背景とした男性の子育てへの参画の少なさがあります。市に住む就業者は、男女ともに長時間労働を前提としたワークスタイルに偏りがちであり、このことが女性の経済参画と男性の子育て参画を阻む一因になっているといえます。
- ・男女を問わず、働き方を見直し、家庭生活と仕事とのバランスを確保していくことが求められています。

図表 1 2 女性の年齢階級別労働力率の推移

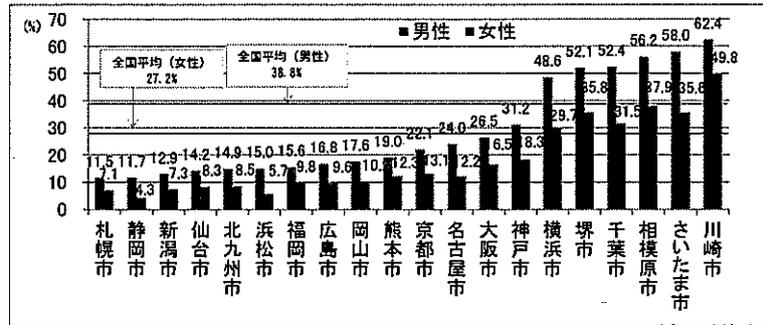


注) ただし、分母の15歳以上人口から労働力状態「不詳」を除いて算出した。

(出典) 総務省「国勢調査」(平成2～22年)

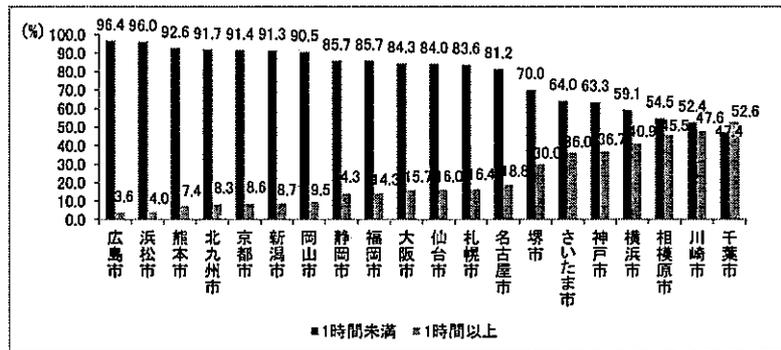
¹⁹ 平成26年度に横浜市が29歳から40歳の市内在住女性を対象に実施した、市内の女性の再就職や就業継続などに関する希望や悩み、必要な支援に関する調査

図表 1 3 15歳以上の就業者の男女、市外へ通勤する人口の割合（政令指定都市）



(出典) 総務省「国勢調査」(平成 22 年)

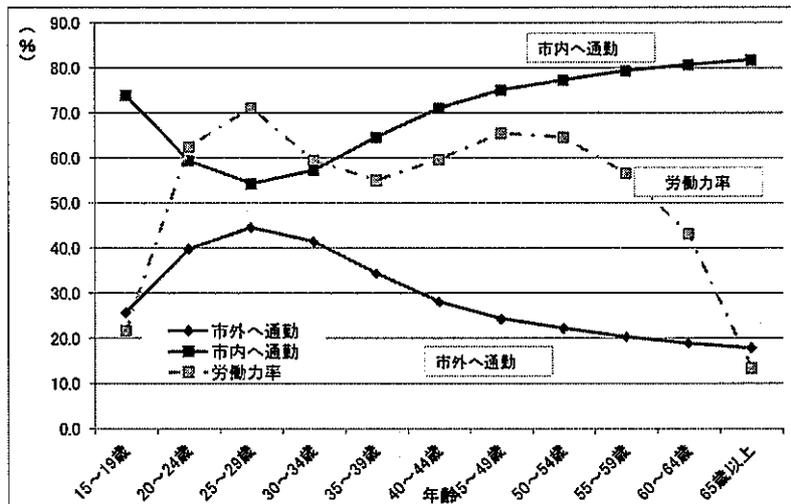
参考図表 1 4 女性が通勤時間（平日）に費やす時間（政令指定都市）



注) 自営業主、家族従業員、雇用契約のない在宅就労・内職、自由業（開業医、著述家等）、会社代表者・団体代表者、会社役員・団体役員会社員（正社員）・団体職員、公務員を対象とした。

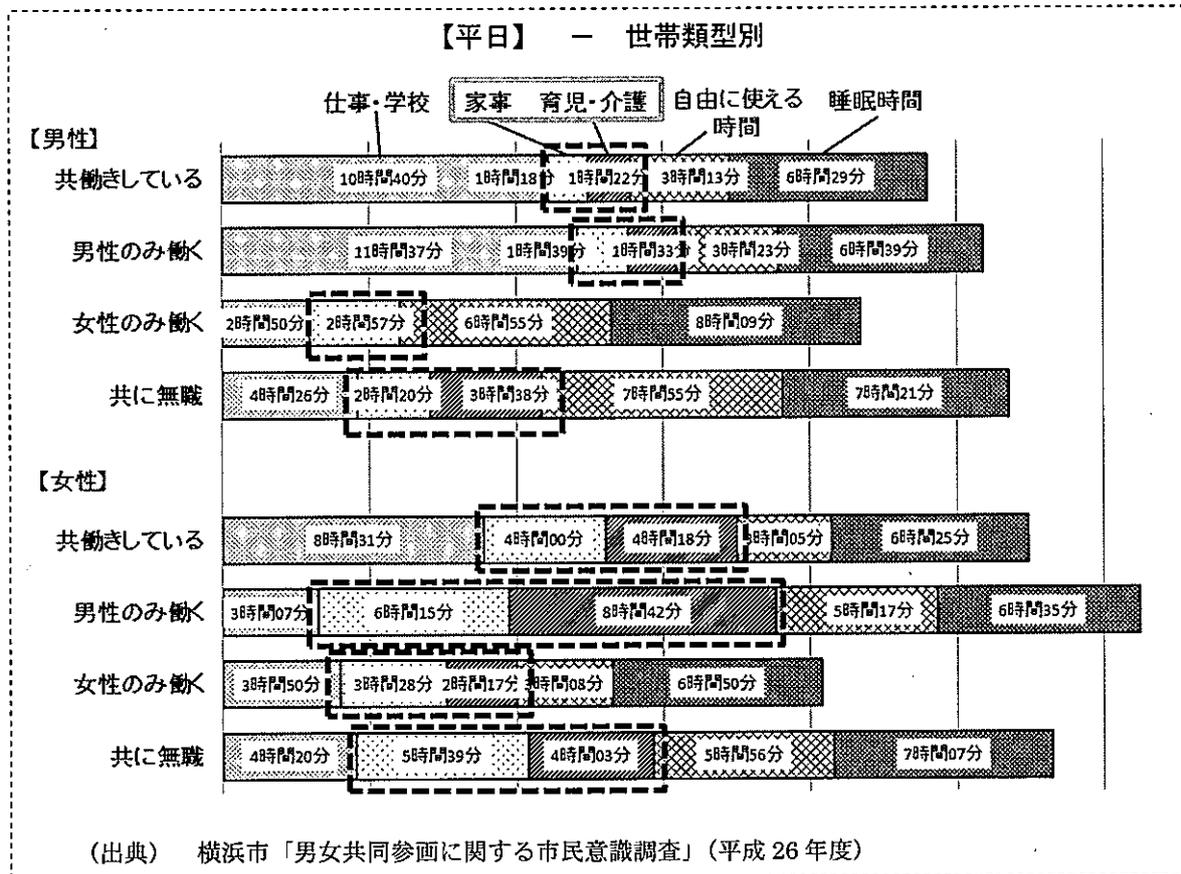
(出典) 三菱総合研究所「mif 生活者市場予測システム」(平成 26 年) より集計

図表 1 5 横浜市に常住する 15 歳以上の就業者の女性における年齢（5 歳階級）別市外・市内通勤割合と労働力率



(出典) 総務省「国勢調査」(平成 22 年度)

図表16 生活の中で各活動に費やしている時間

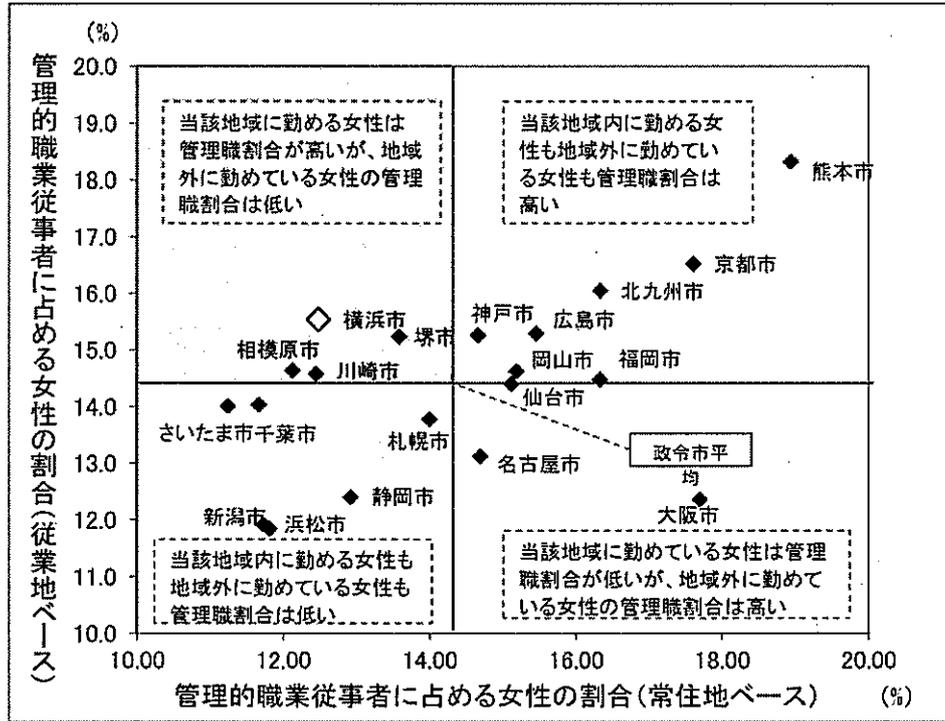


市内企業における女性雇用促進に向けた働きやすい環境づくりと起業促進などの多様な働き方の促進が必要。

- ・市内在住の就業者は、男女ともに東京をはじめとする市外通勤者が多く、市内通勤者の方が少ない状況にある中、市内企業での就労者を増やすことは、通勤負担の軽減によるワーク・ライフ・バランスの実現につながります。
- ・市内企業に勤める女性は市外企業に勤める女性よりも管理職割合が高い傾向があり、市内企業の女性就業を増やすことは、女性管理職の割合の増につながる可能性があります。
- ・「横浜市女性の就業ニーズ調査」(26年度実施、20歳から49歳市内在住助成対象)の結果によると、就業を希望する女性のうち、約8割が短時間勤務を希望しています<資料編図表32参照>。
- ・就業形態として、雇用者よりも独立・起業の方が「職」と「住」を近接ないし一体化させやすく、子育てと仕事の両立を図りやすい側面があります。<資料編図表35参照>

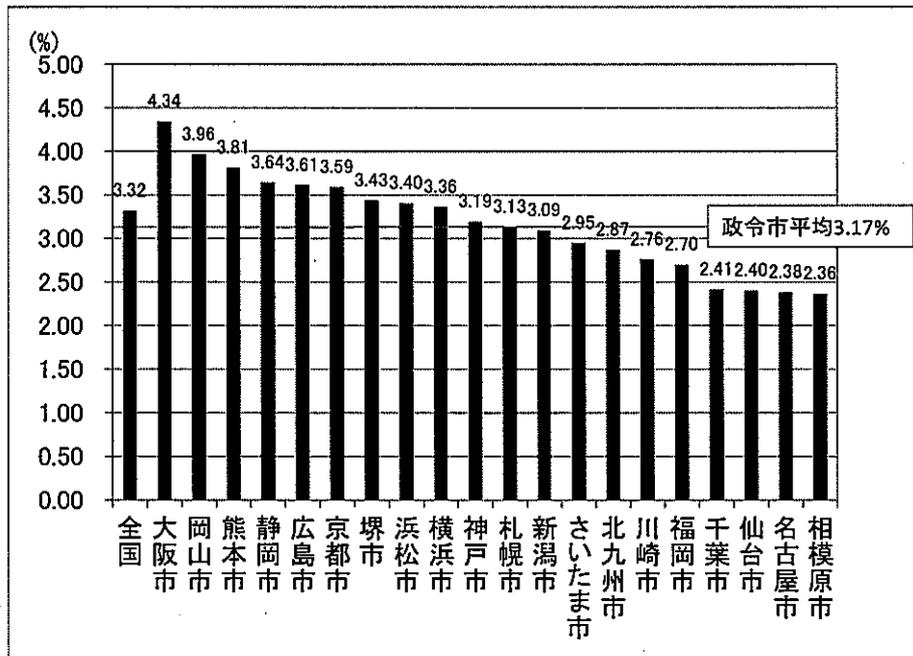
- ・市内企業での女性雇用の促進や起業の促進が、今後の女性活躍推進において重要となります。

図表 1 7 管理的職業従事者に占める女性の割合（常住地ベースと従業地ベース）



(出典) 総務省「国勢調査」(平成 22 年)

図表 1 8 女性の有業者に占める起業家割合（政令指定都市）

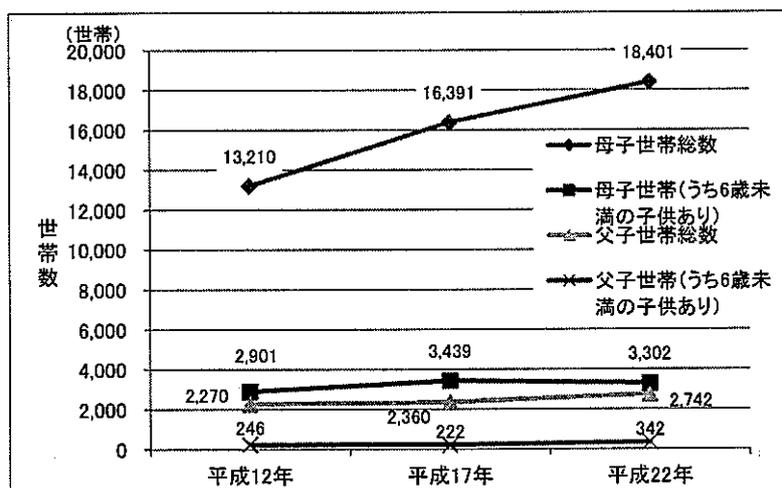


(出典) 総務省「就業構造基本調査」(平成 24 年)

困難な状況にある男女への支援も必要な現状にある。

- ・市内のひとり親家庭は、全国的な傾向と同様に、ここ10年で約1.4倍に増加し、特に、「横浜市母子家庭等実態調査」²⁰によると母子家庭は収入が低く、経済的に困難な世帯が多い状況にあります。
- ・単身高齢者も増加を続けており、特に、女性の単身高齢者は収入が低い傾向にあります。また、男女ともに生涯未婚率<資料編図表16参照>と非正規雇用割合が上昇しているため、今後は、低所得の独身中年層が増加する懸念もあります。
- ・ひとり親家庭や単身高齢者などの方々が経済的な困窮状態に陥ることや、社会の中で孤立化することがないように、経済的な自立と孤立化の防止のための支援が必要となります。
- ・DV問題は生活困窮や児童虐待などとも複合的に絡み、深刻化・複雑化しています。市民意識調査によると、DV被害を受けた人のうち、相談した人の割合は約2割であり、依然として、相談に至るまでの壁は高い状況にあるなど、引き続きの取組強化が必要です。<資料編図表54参照>

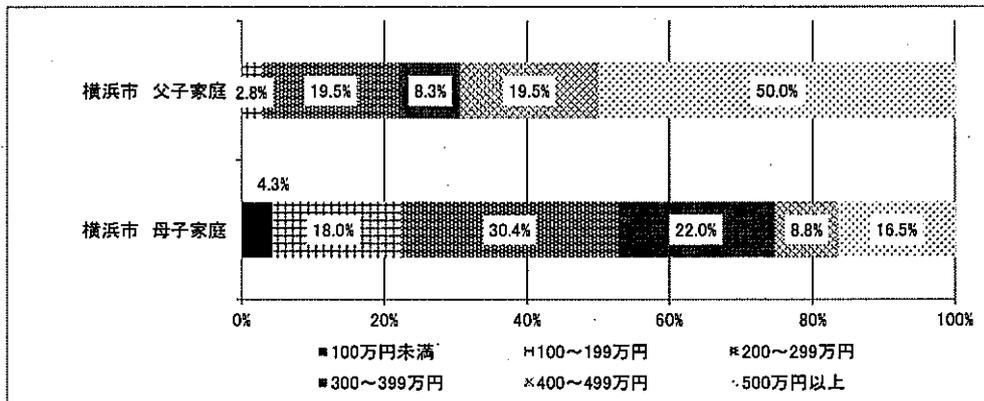
図表19 母子世帯数・父子世帯数（横浜市）



(出典) 総務省「国勢調査」(平成12~22年)

²⁰ 平成24年度に横浜市が実施した、市内のひとり親家庭の生活実態や福祉行政に関する意見等に関する調査

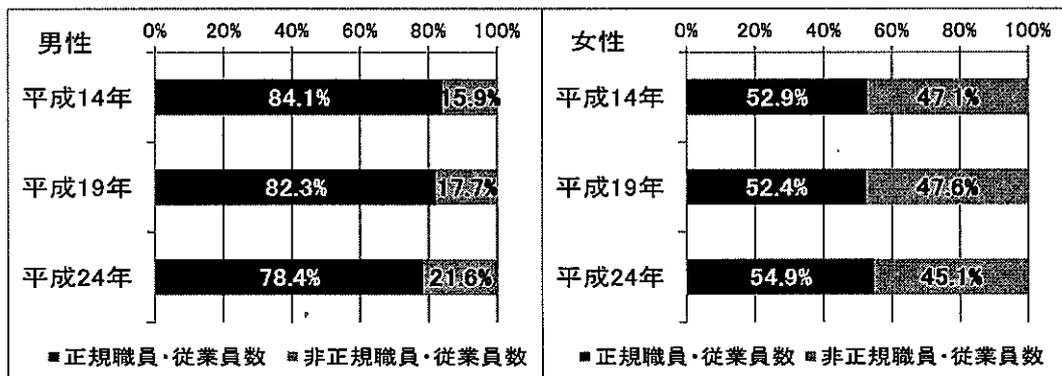
図表 2 0 横浜市における母子世帯・父子世帯の総収入



【参考】児童のいる世帯の平均所得額（全国）…658万円
（平成23年度国民生活基礎調査より）

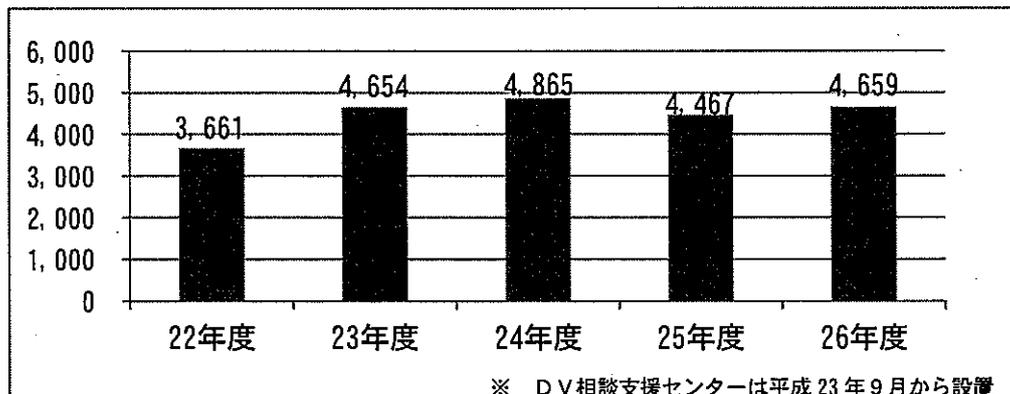
（出典）横浜市「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」の「横浜市母子家庭等実態調査」より集計（平成24年度）

図表 2 1 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）



（出典）総務省「就業構造基本調査」（平成24年）

図表 2 2 横浜市におけるDV相談件数の推移



（出典）横浜市「中期4か年計画 2014-2017」（平成26年）、横浜市子ども青少年局及び政策局資料より作成（平成23～26年度）

2. 重点施策

Ⅰ 働きたい・働き続けたい女性への就業等支援

- ・市内企業での女性雇用の促進に向けて、就労者に対しては、市内企業の内、99%を占める中小企業で働くメリット等のPRを行い、「住居から比較的近い、市内中小企業で働き続ける」という選択肢を含んだ、様々なキャリアの提案が行われるように働きかけていきます。
 - ・市内企業に対しては、女性雇用・登用のメリットを経営層に伝えるなど、積極的に働きかけを行うとともに、企業へのインセンティブ等を付与することを通じて、雇用機会の拡大を図ります。これにより、家庭、職場、保育が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成を推進します。
- ・子育てをしながら働き続けることが出来る環境整備に向けて、地域施設等を活用した子育て支援やICTの利活用方法を検討するほか、マタニティ・ハラスメント対策を含め、職場理解を深めていく取組を進めます。
- ・起業した女性は、社員として女性を雇用する割合も高く、出産や育児に際しても継続して就業する女性が多いことから、いわゆるM字カーブの解消や、柔軟で多様な働き方の推進など、様々な面で効果が期待できるため、起業への支援を強化します（資料編図表36参照）。
- ・ソーシャルビジネス²¹や地域活動への参加といったように、社会貢献に重点を置いて能力を発揮したい女性など、多様なスタイルで活躍したい女性に対し、機会の提供や地域への働きかけによる支援等を行っていきます。

Ⅱ 困難な立場にある男女への支援

- ・ひとり親家庭が増加しているなか、母子家庭が貧困に陥らないよう、男女の賃金格差・所得格差の是正に向けた取組とともに、就業支援や学び直しなどによる学習機会の提供など、経済的自立に結びつけるための総合的な支援を行います。
- ・DV防止策については、男女を含めて相談機関の周知を図るとともに、被害者の安全を守りつつ支援を行うこと、そして根絶に向けた広報啓発や、子どもや若者に向けたいわゆる若年層を対象とした予防啓発、教育の充実が重要となります。
- ・被害者への支援に関しては、児童虐待や貧困等と絡み合い複合的な課題を抱える被害者への対応が増加していることを鑑み、関係機関同士の連携により、切れ目のない支援を行っていきます。
- ・これらの女性が困難な状況から早期に脱し、いきいきと活躍できるよう取組を進めます。

²¹ 社会が抱える課題を解決するための取組を行うビジネス

Ⅲ 男性中心型労働慣行の見直し等による男性・シニアの育児・家事・介護等参画

- ・「横浜市男女共同参画に関する市民意識調査」では、実際に、「仕事と家庭生活を両立すること」を理想としている男女は多い状況にもかかわらず、現実には家事・育児への男性の関与は、3割程度を分担しているに過ぎず、理想と現実が乖離している状況が見受けられます《資料編図表 41》。そのため、男性の家事・育児・介護等への参画を進めるにあたっては、男性自身への啓発だけではなく、企業に対して、働き方の見直し等を強く働きかけていきます。
- ・長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直しについては、企業等における自主的な取組が不可欠であるため、意識啓発や制度の導入等、取組に積極的な企業等に対する支援や表彰等を通じて意欲の向上を図ります。さらに、今後はシニア世代の人口増加を踏まえ、シニアが地域活動や地域における家事支援等の場面で活躍できるよう、きっかけづくりを進めていきます。
- ・東日本大震災などの過去の災害時の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの日常的な地域防災の取組の重要性について理解を深め、地域活動における男女共同参画の取組を進めます。

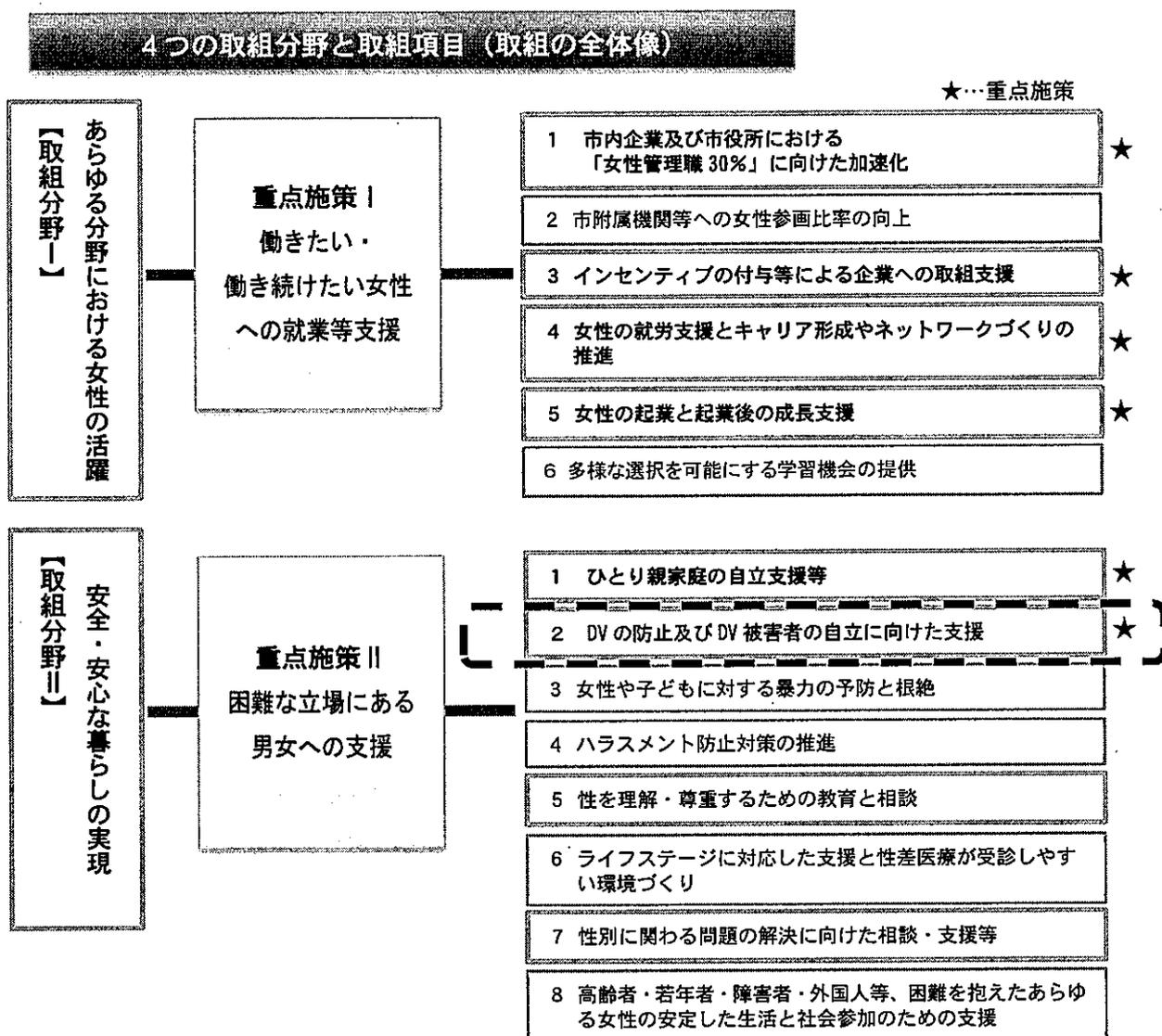
Ⅳ 社会基盤全体及び市内の体制強化

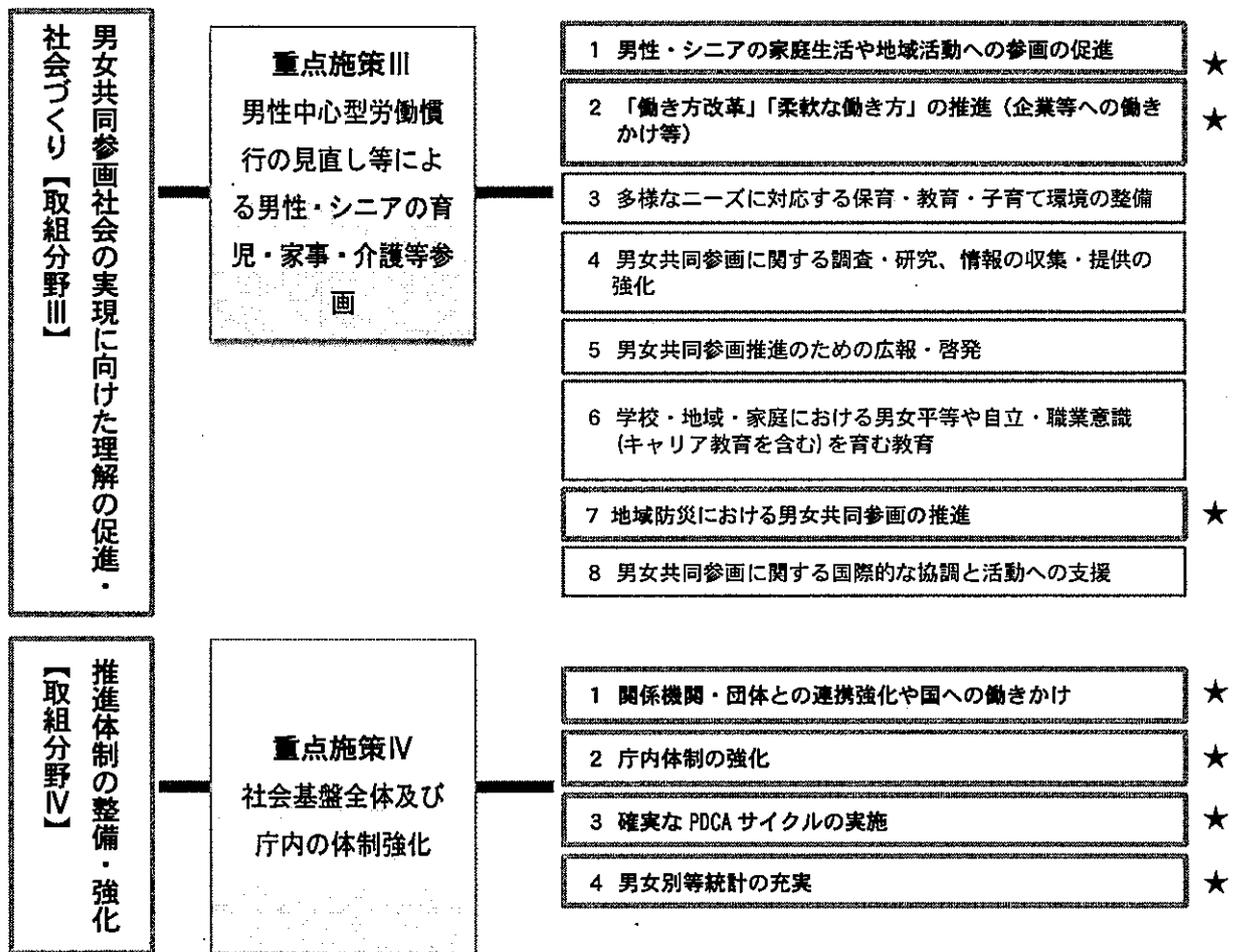
- ・地域の実情を踏まえ、市民一人ひとりが男女共同参画推進の取組が実感できるような施策を進めていくには、市内に3館ある男女共同参画センターをはじめ様々な地域資源を活用するとともに、関係する民間団体や経済団体、地域団体との連携が欠かせません。
そのため、今後は地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、一層、地域に密着した取組を推進していきます。
- ・市自らが、「隗より始めよ」の姿勢で、率先して取り組むため、市内の推進体制を強化するとともに、課題解決のためのプロジェクトチームを設置し、地域社会を牽引していけるような、自主的かつ具体的なアクションを起こしていきます。
- ・市内における男女共同参画の状況及び課題を正確に把握することで、地域の実情に応じた施策を進めていくため、現在行っている調査についても男女別等データの収集など、統計の一層の充実を図ります。

IV. 取組分野と主な事業

男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な取組を進めるにあたっては、各事業を大きく「4つの取組分野」ごとに分類し、事業ごとに所管する組織を明記しました。

成果指標等を設定しながら、「重点施策」を中心に、様々な事業を着実に進めていきます。





取組分野Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

* 1 計画策定時時点で把握できている最新の数値

* 2 32年度までに達成を目指す数値（32年度以外のはカッコ書きで表示）

成果指標 2	現状値	目標値
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①【精神的暴力】交友関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① 32.2% (26年度) ② 53.7% (26年度) ③ 52.6% (26年度)	①、②、③100%
関連指標	現状値	目標値
DV被害者のうち暴力を受けた後に相談した人の割合	20.7% (26年度)	
DV相談件数	4,659件	
活動指標	現状値	目標値
若者向けデートDV防止講座の開催件数	26コマ	155コマ（5か年累計）
デートDV周知のためのチラシ等配布数	新規指標のため、現状値なし	30,000枚/年

Ⅱ-2 DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援(DV防止法に基づく市町村基本計画)【政策局】【こども青少年局】【区役所】

平成23年1月に策定した「DV防止法に基づく市町村基本計画」(以下DV防止計画という。)における基本方針に基づき、「こども青少年局」、「区福祉保健センター」、「男女共同参画センター」の3つの組織が一体となって、横浜市DV相談支援センターを運営し、関係機関との連携及び、啓発強化等について取り組みました。横浜市におけるDV相談件数は年間約4,500件で推移しています。

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や、警察における暴力相談等の対応件数も増加しており、被害者の多くが女性です。また、各都道府県に設置されている婦人相談所には、暴力の被害者等により一時保護される女性に伴って家族も保護されていますが、同伴家族の約98%が18歳未満の子どもです。

DV被害を受けた人が安心して生活するための支援は、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、生活費等の金銭的な支援、就業の支援、住居の確保など、DV相談支援センターや関係機関が連携し、総合的に支援をすることが必要です。

また、DVがある家族の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、暴力行為の目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育にとどまらず、直接的に暴力行為に当たる言動を受けていることも少なくありません。これらの影響から、情緒や行動の面で問題を抱えていることも多く、個別かつ専門的なケアが必要です。

さらに、DV被害者に関わる個人情報の漏えいは、被害者の生命や生活を脅かすこととなります。個人情報の流出が社会問題となっている中で、個人情報管理の徹底を図り、DV被害者やその家族の安全を確保する必要があります。

同時に、深刻な被害の防止と暴力の根絶のためには、加害者更生のための支援や、若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの取組の充実が求められます。

以上を踏まえ、DV施策に関する基本方針を次のとおり定め、横浜市は市民に最も身近な行政機関として、被害者の立場に立ち、自立に向けた切れ目のない支援を行います。

＜DV施策に関する基本方針＞

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 基本方針1 | 「相談支援体制の充実」 |
| 基本方針2 | 「DV被害者の安全・安心の確保と自立支援策の充実」 |
| 基本方針3 | 「暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及等の取組の推進」 |

基本方針1 相談支援体制の充実

横浜市DV相談支援センターの安定的な運営を行うとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を充実します。また、職員等への研修等を充実し、支援者の育成と資質向上を図ります。

<主な事業>

①DV相談支援センター機能の発揮

- ・区福祉保健センターと男女共同参画センターと、こども青少年局の3つの組織が一体となって、相互の機能を補完しあいながら、DV相談支援センターの機能を最大限に発揮します。

②DV相談支援センターの相談・支援スキルのレベルアップ及び専門性の向上

- ・DV相談支援センターの調整・統括部門であるこども青少年局において、区福祉保健センターや男女共同参画センターへの情報提供、スーパーバイズ、研修を行い、相談・支援スキルのレベルアップ及び専門性の向上を図ります。また、児童虐待など複合的なケースの対応研修も実施します。

③関係機関との連携強化による相談体制の充実

- ・DV相談支援センターの3つの組織が定期的に連絡会議で情報共有を行い、相談・関連窓口において、相談者に適切な情報提供及び助言を行います。
- ・緊急時の対応や夜間の相談については、警察と連携して支援します。
- ・外国人への相談支援については、多言語相談を行う民間団体等と協働して実施します。

④相談窓口における安全性の確保とプライバシー等の保護

- ・相談者のプライバシー及び個人情報の保護、安全確保を図ります。
- ・相談員の安全確保を図ります。

⑤男性被害者への支援の充実

- ・神奈川県が設置するDVの男性専用窓口と連携し、対応します。男性専用相談の必要性について、国の動向等も含めて状況把握に努めます。

⑥DV相談に関する統計・分析

- ・支援体制の充実につなげるため、必要な統計をとるとともに、分析します。

基本方針2 DV被害者の安全・安心の確保と自立支援策の充実

DV被害者の自立への支援にあたっては、精神的、経済的な問題を始め、住まいの確保、就業、子どもへのケア等、様々な課題を解決する必要があります。関係機関や民間団体と連携し、被害者の保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。

<主な事業>

①関係機関、民間団体との連携による一時保護の実施

- ・一時保護施設と連携し、困難を抱える女性の一時的保護を実施します。
- ・民間シェルターに運営費等を補助し、活動を支援します。
- ・一時保護施設、病院や警察等へ相談者と同行し、支援を行います。
- ・神奈川県配偶者暴力相談支援センターと連携し、広域的に調整が必要な場合の一時的保護を実施します。
- ・緊急的な一時保護が必要な場合は、特に警察と連携し対応します。
- ・一時保護中も施設と連携し、自立に向けた継続的な支援に取り組みます。

②危機管理の徹底のための取組

- ・DV被害者支援に関連する業務を行う部署（区戸籍課、区福祉保健センター等）におけるDV支援の理解を深めるため、研修を実施します。
- ・コンプライアンス関連部署や個人情報保護関連部署と連携し、全庁的にDV被害者の安全確保と個人情報保護の取組を推進します。
- ・学校において、子どもやDV被害者の安全の確保と情報管理に努めます。

③身体的・心理的ケア

- ・一時保護入所者の心理的ケアを実施します。
- ・男女共同参画センターにおいて、精神科医師相談や、心身の回復のための講座や、サポートグループの開催、自助グループ等の支援を行います。
- ・一時保護の調整に時間を要する場合等に、緊急宿泊事業を活用することで相談者や同伴児の負担を軽減します。
- ・円滑な転校・就学手続きができるよう、こども青少年局、教育委員会と区とで連携を図ります。
- ・男女共同参画センターをDV被害者が気軽に立ち寄り、安心して居られる「居場所」とし、地域における支援を展開します。

④子どものケア

- ・児童相談所と連携し、ケースカンファレンスを実施するなど、同伴児への支援の充実を図ります。
- ・学校において、子どもの心身のケアの充実を図ります。
- ・一時保護されている子どもへの学習支援を行います。
- ・住民票がなくても居住していることが明らかな場合には、予防接種や健診等のサービスが利用できること等、DV被害者に対して適切な情報提供を行います。

⑤育児支援の充実

- ・区こども家庭支援課においてDV被害者と同伴児への支援を一体的に行います。
- ・子どもの養育に問題を抱える家庭に、育児支援家庭訪問員や養育支援家庭訪問員やヘルパーの派遣など、育児支援や児童虐待対策を行います。
- ・母子生活支援施設において、母子の自立支援、一時保育等の子育て支援等を行います。

⑥住宅確保の支援

- ・民間シェルターや母子生活支援施設と連携し、施設退所後の転居先に関する継続的な支援を行います。
- ・保証人のいないDV被害者を対象にした民間住宅あんしん入居事業を継続して活用します。
- ・市営住宅入居者募集におけるDV被害者世帯の優遇を引き続き行います。

⑦就労支援・経済的支援

- ・男女共同参画センター等において、就労相談、就労支援講座、起業支援等の女性のための多様な就労支援を実施します。
- ・ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就労・自立支援センター）における就労支援を実施します。
- ・区役所に設置されたジョブスポットを活用し、就労支援を実施します。
- ・生活困窮者自立支援制度を活用し、就業支援を実施します。
- ・母子父子寡婦福祉資金等を活用し、経済面の支援を行います。

⑧外国人・高齢者・障害者など複合的に困難を抱える人への支援

- ・様々な生活問題を抱える外国人女性・母子等に対し、電話や面接による相談及び通訳派遣などを行います。
- ・高齢者・障害者等のDV被害者や、障害がある同伴児の子どもについて、関係機関と連携し、一時保護の充実を図ります。

⑨関係部署、関係機関等との連携

- ・区福祉保健センター各部署向けに、女性福祉相談業務運営指針を活用した研修を実施するなど、関係部署が一体となって支援できるよう働きかけを行います。
- ・関係部署同士がDV支援に関わる情報を共有するための会議を定期的で開催し、支援の標準化を図るとともに、個人情報取扱のルールの徹底等に取り組みます。
- ・DV施策推進連絡会²²や関係機関連絡会等を定期的で開催し、警察・学校・弁護士・県・民間シェルター等と連携し、情報共有を進めます。

⑩保護命令制度の情報提供等

- ・被害者への接近禁止など安全確保に関する保護命令制度について、弁護士や裁判所等と連携して相談対応します。

⑪証明書の発行

- ・DV相談支援センターでは、各種手続きに必要な「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書」を発行するとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する制度を適切に運用し、DV被害者を支援します。
- <参考>横浜市全体の証明書発行件数：平成23年度(124件)、平成24年度(212件)、平成25年度(237件)、平成26年度(222件)

基本方針3 暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及等の取組の推進

横浜市において、DV被害者のうち相談した人の割合は約2割(市民意識調査)に止まっていることを踏まえ、DVが重大な人権侵害であることを周知し、DVの正しい理解の促進に取り組みます。

また、若い世代への啓発が重要であるため、中学・高校・大学を対象に、暴力防止の理解を深めるための講座等を実施します。

²² 横浜市におけるDV防止及びDV被害者の保護を図るための施策を、関係機関等の連携協力の下、総合的に推進するための関係者間の円滑な情報交換や調整を行う会議

＜主な事業＞

①相談窓口の周知及びDVの正しい理解の促進

- ・DV被害者にとって、支援者となりうる身近な家族、友人や同僚等に対し、啓発や情報提供を行います。
- ・チラシ、シールなどの紙媒体や、Web サイト等を十分に活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。
- ・外国人に対し、相談窓口を周知できるよう、多言語での広報展開など、広報を充実します。
- ・関係機関に対し、DV被害者への二次被害を防止するための情報提供を行うとともに、関係機関による研修を促します。

②関係機関・民間企業等との連携

- ・医療機関・学校や保育所等に対し、DV被害者への情報提供の方法や、DV相談支援センターの窓口等について、周知します。
- ・民間企業等と連携し、市内の観光名所等のライトアップなどDVに関する理解のきっかけとなる効果的な広報を実施します。
- ・男女共同参画センターにおいて、ライブラリ機能を活用したDVに関する情報提供や、市民グループとの協働による啓発講座等を行います。

③若い世代に向けた暴力防止の啓発強化

- ・市内の中高大学を対象にデートDV防止講座を実施するほか、大学生と連携して、中学・高校生向けのデートDV防止啓発等の講座を実施します。
- ・若年層からの人権教育を充実します。
- ・教育関係者等への啓発を実施します。

④若い世代向けの周知媒体の充実

- ・若者の視点に立ったデートDV防止啓発を行うため、若者にとって身近なアプリの開発等、ICTを活用し、若者の理解促進に取り組みます。

⑤加害者対策

- ・DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体への支援を行うとともに、国や他都市及び民間団体の情報収集を行います。

資料編

Ⅰ 第3次横浜市男女共同参画行動計画の成果指標及び活動指標の進捗状況

Ⅱ 関連データ集

1 10年後の社会（中長期的視点）

(1) 生産年齢の人口減少（少子化・高齢化）

図表 1 2025年の男女別年齢別労働力人口（推計）

図表 2 2010年の男女別年齢別労働力人口

図表 3 横浜市の将来人口

図表 4 人口構成バランスが高齢化へスライドすることへの対応（2010年と2025年の比較）

図表 5 横浜市の年齢3区分人口

(2) ダイバーシティ&インクルージョン

図表 6 ダイバーシティ経営企業100選の表彰企業数

(3) グローバル化

図表 7 横浜市の国籍別外国人登録人口

図表 8 国内の在留外国人総数上位50位の自治体

(4) 格差の拡大

図表 9 横浜市における無業者数の推移（上：男性、下：女性）

図表 10 自殺者数の男女別構成比の推移

図表 11 横浜市における雇用形態別所得（15～39歳）

図表 12 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）

図表 13 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）（男性）

図表 14 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）（女性）

(5) 世帯構成の変化

図表 15 横浜市の家族類型別世帯数

図表 16 生涯未婚率（横浜市・全国）

図表 17 世代・世帯類型別相対的貧困率（平成19年、22年）

(6) 情報技術の進展

図表 18 スマートフォン・タブレットでのサービス利用

図表 19 企業のICT環境整備とテレワーク導入率

図表 20 テレワークの利用意向

2 横浜市の現状及び特徴

(1) 市内の企業について

図表 21 1事業所あたりの従業者規模別の事業所数

(2) 働きたい・働き続けたい女性について

図表 22 15歳以上の就業者に占める市外従業者の割合（男女別、政令指定都市）

図表 23 35～39歳の就業者の女性に占める市外従業者の割合（政令指定都市）

図表 24 【地域特性】15歳以上の就業者に占める市外従業者の割合

図表 25 年間就業日数が200日以上、週間就業時間60時間以上の就業者の割合（正規職員・従業員）

図表 26 年間就業日数が200日以上、週間就業時間60時間以上の就業者の割合（非正規職員・従業員）

図表 27 大学・都市パートナーシップ協議会参加大学一覧

図表 28 仕事を辞めた時期

図表 29 女性の年齢階級別労働力率の推移

図表 30 女性の年齢階級別労働力率の比較

図表 31 今後の就業意向

図表 32 今後、就業する場合の希望する働き方

図表 33 25～44歳の女性のうち大学・大学院卒の割合

省略

- 図表 34 大学卒以上の女性の有業率（政令指定都市別）
- 図表 35 女性の労働力率及び自営業主の比率
- 図表 36 個人業主の事業所の構成

(3) 男性・シニア等について

- 図表 37 子どものいる夫婦の共働き率と出生総数に占める第3子以降割合との関係（政令指定都市別）
- 図表 38 3世代世帯の世帯割合（政令指定都市別）
- 図表 39 性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」
- 図表 40 生活の中で各活動に費やしている時間【仕事や学校のある日】 - 世帯類型別
- 図表 41 生活の中での各活動の優先度の理想と現実
- 図表 42 家事等・子育て・介護の役割分担の理想
- 図表 43 家事等の役割分担の実態（性別）（その1）
- 図表 44 家事等の役割分担の実態（性別）（その2）

省略

(4) 困難な立場にある男女について

- 図表 45 配偶者からの被害経験（全国）
- 図表 46 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験（横浜市）
- 図表 47 配偶者やパートナーの間での暴力について、身近で見聞きした経験（横浜市）
- 図表 48 交際相手からの被害経験の有無（全国）
- 図表 49 デートDVの被害経験（横浜市）
- 図表 50 子供によるDVの目撃（横浜市）
- 図表 51 横浜市におけるDV相談件数の推移
- 図表 52 配偶者からの暴力事案等の認知状況（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を警察が受理した件数）（全国）
- 図表 53 配偶者やパートナーからの暴力についての相談窓口の認知度（複数回答）（横浜市）
- 図表 54 暴力にあたる行為を最初に受けた後の相談（横浜市）
- 図表 55 相談をした先（複数回答）（横浜市）
- 図表 56 一時保護件数の推移（横浜市）
- 図表 57 暴力を受けた人が安心して生活するために必要な支援（複数回答）（横浜市）
- 図表 58 配偶者やパートナーの間での暴力と思われる行為（横浜市）
- 図表 59 配偶者やパートナーからの暴力をなくすために必要なこと（複数回答）（横浜市）

- 図表 60 母子世帯数・父子世帯数
- 図表 61 横浜市における家族構成の変化
- 図表 62 横浜市における母子世帯・父子世帯の総収入
- 図表 63 【地域特性】単身高齢女性率
- 図表 64 横浜市における無業者数の推移（男性）
- 図表 65 横浜市における無業者数の推移（女性）

省略

(5) 男女全般・子どもへの働きかけと環境づくりについて

- 図表 66 【地域特性】6歳未満の子どものいる世帯の割合
- 図表 67 横浜市における海外諸都市とのネットワーク
- 図表 68 横浜市における海外諸都市との交流の例

Ⅰ 第3次横浜市男女共同参画行動計画の成果指標及び活動指標の進捗状況

達成度

○：目標達成

△：目標未達でも策定時の数字を超過もしくは同程度

×：目標未達で策定時より減少

※1 原則、計画策定時はH21年度、目標値及び実績はH26年度末

取組目標Ⅰ 男女共同参画についての理解の促進				
成果指標	計画策定時※1	目標値※1	実績※1	達成度
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	69.6%	100%	75.0%	△
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
区役所・事業所等でのパネル展実施回数	13回/年	18回以上/年	19回/年	○
メディア・リテラシーに関するセミナーの開催回数	—	3回/年	1回(累計) 関連図書フェア3回	×
男女共同参画センターの図書貸出冊数	38,879冊/年	40,000冊/年	72,569冊/年	○

取組目標Ⅱ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保				
成果指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
市内事業所の女性管理職(課長相当クラス)の割合	7.8% (H22年度)	15%	12.6% (H25年度)	△
横浜市役所女性責任職(課長級以上)の割合【重点】	9.1% (H22年4月1日)	15% (H27年4月1日)	13.0% (H27年4月1日)	△
横浜市審議会・行政委員会への女性委員の参画比率【重点】	34.1% (H22年4月1日)	50% (H27年4月1日)	40.4% (H27年4月1日)	△
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
女性のしごと相談ステーション相談件数	169件/年	200件/年	344件/年	○
男女共同参画トップセミナー(仮称)の開催回数	—	10回以上/年	14回/年	○
委員改選4か月前の審議会等に対する事前協議の予告通知実施件数	—	対象となる全審議会等	対象となる全審議会等	○

取組目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現				
成果指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
男性の育児休業取得率 【重点】	1.8%	10%	4.2% (H25年度)	△
ワーク・ライフ・バランスに 取り組んでいる企業の割合	16.2%	30%	28.1% (H25年度)	△
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
「よこはまグッドバランス賞」 認定事業所数	49事業所(累計)	125事業所 (累計)	180事業所 (累計)	○
保育所待機児童数	1,552人 (H22年4月1日)	解消 (H25年4月1日)	解消 (H25年4月1日)	○

取組目標Ⅳ 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援				
設定なし				

取組目標Ⅴ 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり				
成果指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
在住外国人のうち、現在の暮らしに満足している割合	55.4%	65% (25年度)	63.9% (25年度)	△
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
国際交流ラウンジ整備数	8か所	11か所	11か所	○
初期日本語学習支援講座 開催か所数	—	4か所	6か所	○

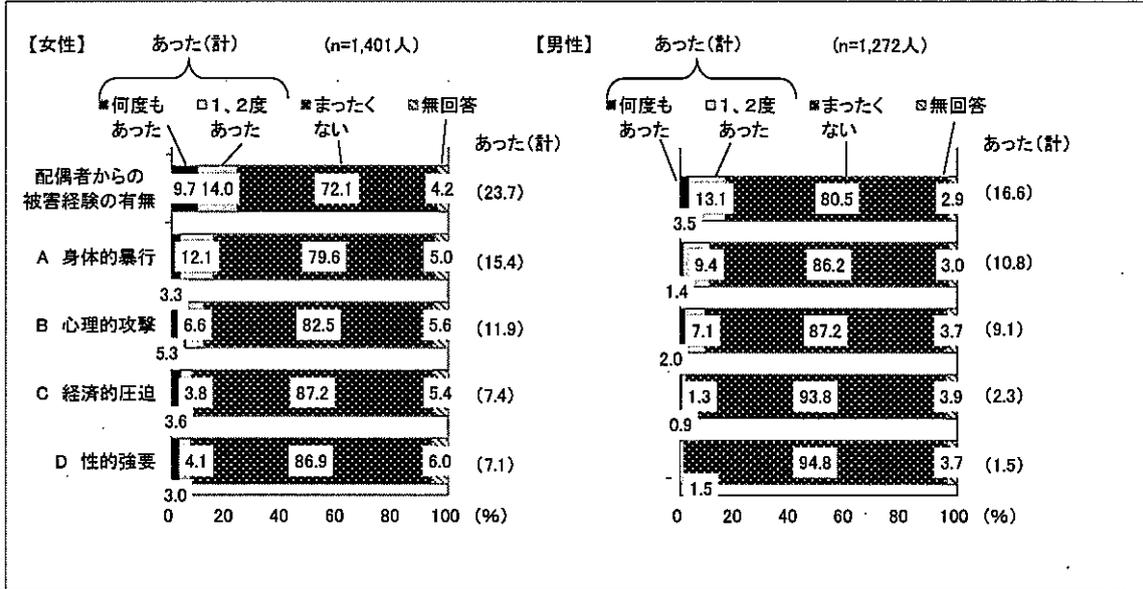
取組目標Ⅵ 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組				
成果指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
DV防止法の認知度	89.9%	100%	89.4%	×
DV被害者のうち、暴力を受けた後に相談した人の割合【重点】	19.9%	50%	20.7%	△
セクシュアル・ハラスメント 防止対策に取り組んでいる 市内事業所の割合	58.6%	100%	38.3% (25年度)	(×) ※2
活動指標	計画策定時	目標値	実績	達成度
若者向けデートDV防止の 研修教材作成	—	市内高等学校 に配布	市内中学・高等 学校に配布	○

※2 セクシュアルハラスメント防止対策に取り組んでいる事業所割合は減少しているものの、その後の追加調査では、相談窓口等の制度の設置は無いものの個別対応可能な環境にあるとした事業所が半数以上など、一定程度の取組がなされている実態が判明しました。

困難な立場にある女性について

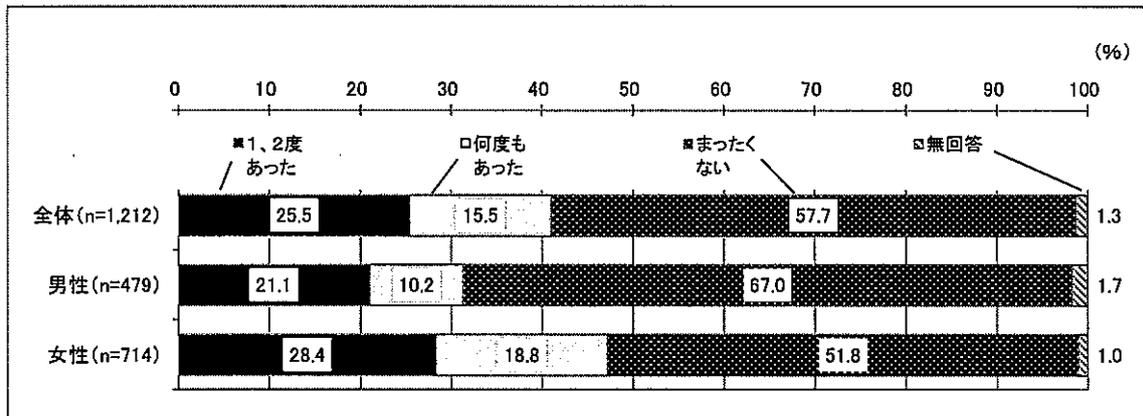
○ DV問題は生活困窮や児童虐待などとも複合的に絡み、深刻化・複雑化している。

図表 45 配偶者からの被害経験(全国)



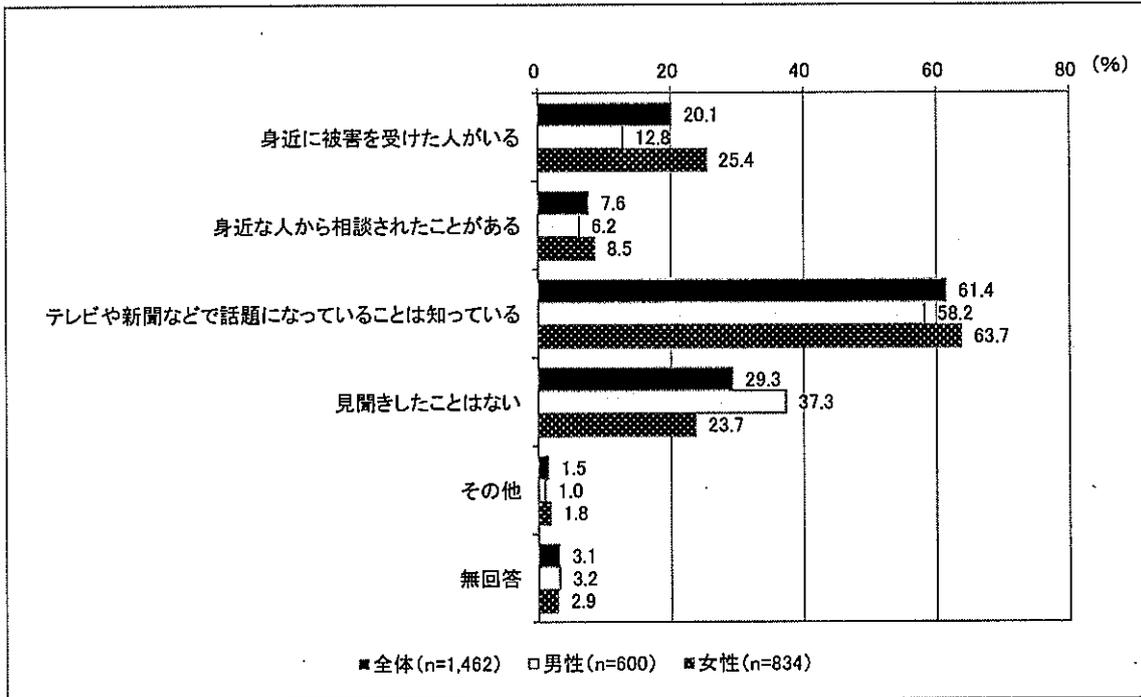
(出典) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 26 年度)

図表 46 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験(横浜市)



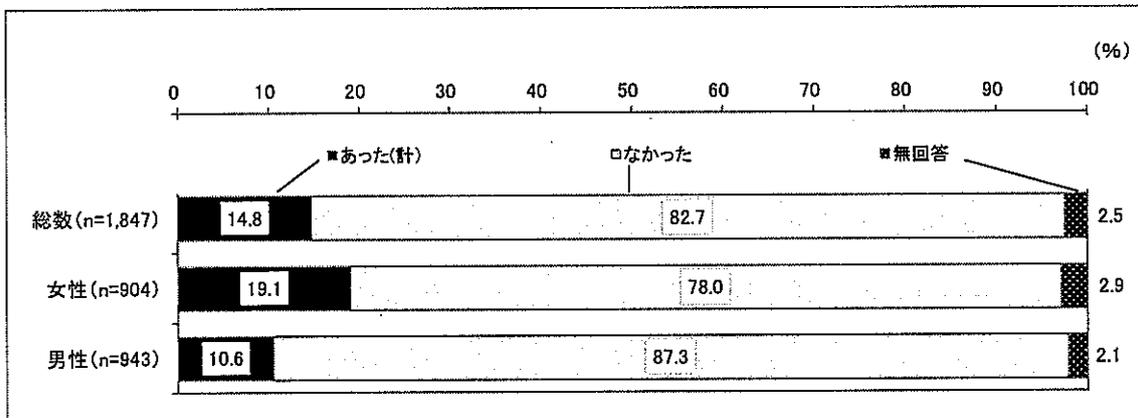
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)

図表 47 配偶者やパートナーの間での暴力について、身近で見聞きした経験(複数回答)
(横浜市)



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)

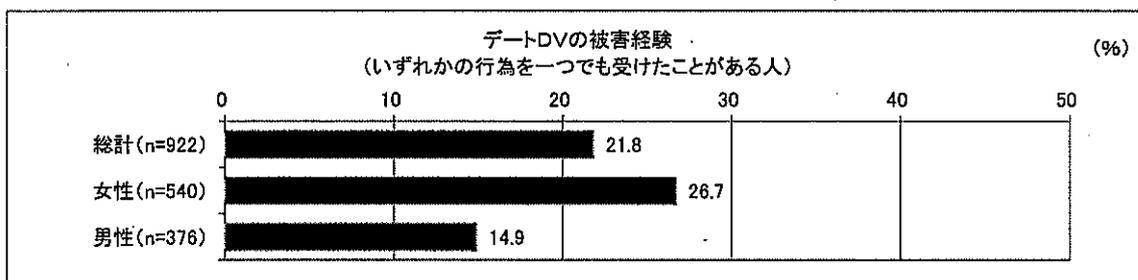
図表 48 交際相手からの被害経験の有無(全国)



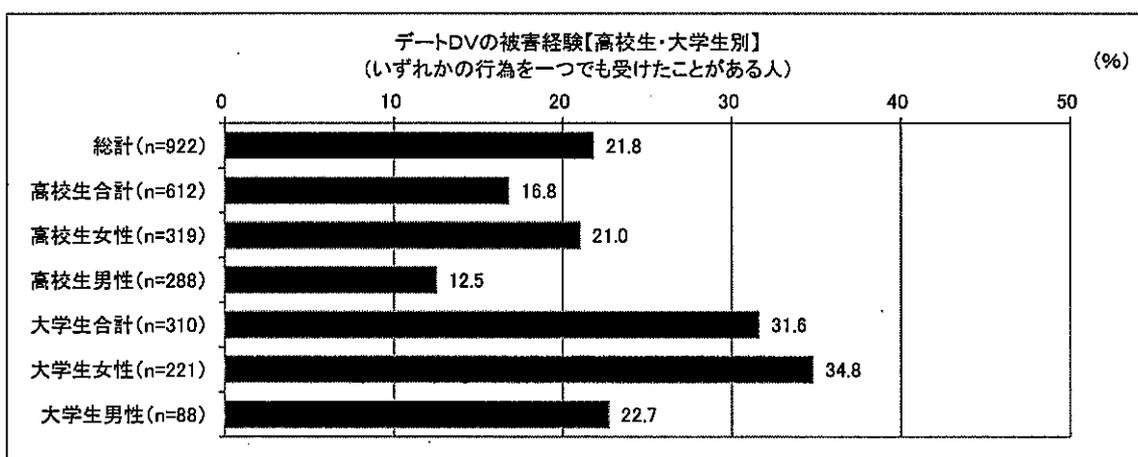
(出典) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 26 年度)

図表 49 デートDVの被害経験(横浜市)

①全体と男女別



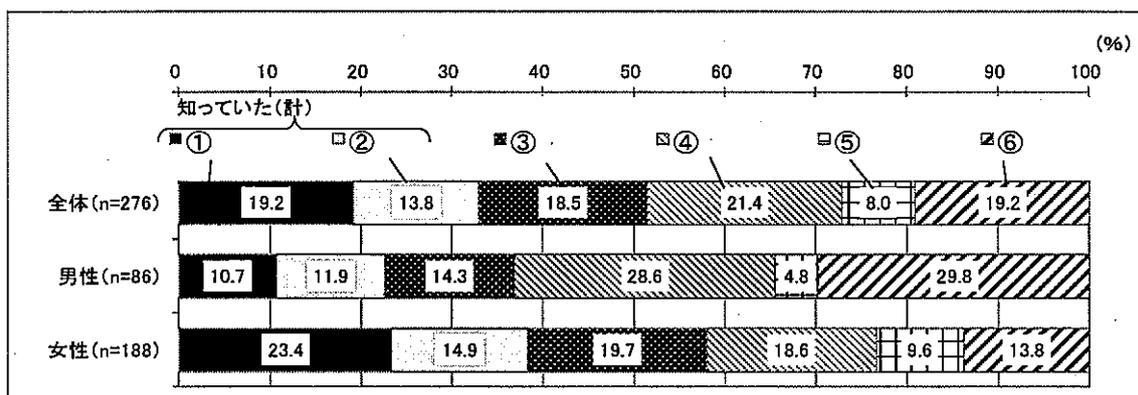
②高校生と大学生別



※デートDVの5つの行為（「たたく、ける、物を投げる」、「バカにしたり、傷つく言葉を言う、大声でどなる」、「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為を無理やりする」、「デートの費用やお金を無理やり出させる」）

(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)

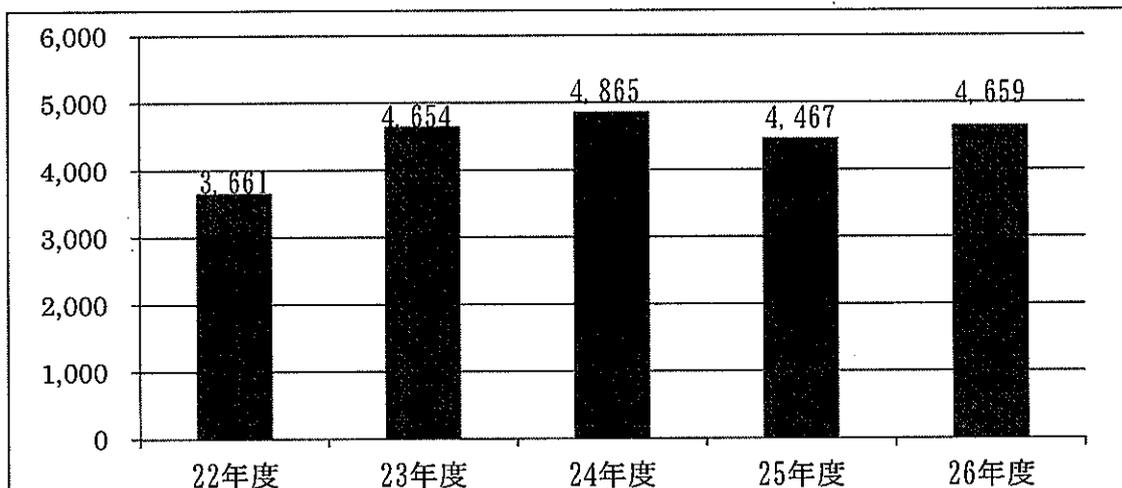
図表 50 子供によるDVの目撃(横浜市)



- ①子どもはあなたが暴力を受けるところを見ていた
 - ②子どもはあなたが暴力を受けたところは見ていなかった
 - ③子どもはあなたが暴力を受けたことを知らなかった
 - ④子どもが知っていたか、知らなかったかは、わからない
 - ⑤その他
 - ⑥無回答
- が、物音や声、様子から知っていた

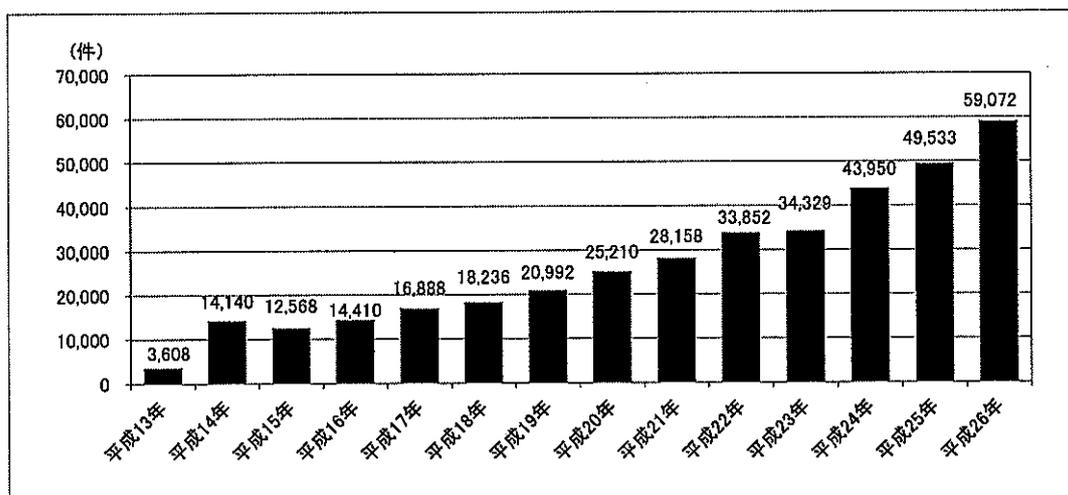
(出典) 横浜市「デートDVについての意識・実態調査」(平成 19 年度)

図表 51 横浜市におけるDV相談件数の推移



(出典) 横浜市「中期4か年計画 2014-2017」(平成26年度)、横浜市こども青少年局及び政策局資料より作成(平成23～25年度) ※DV相談支援センターは平成23年9月に設置

図表 52 配偶者からの暴力事案等の認知状況(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を警察が受理した件数)(全国)



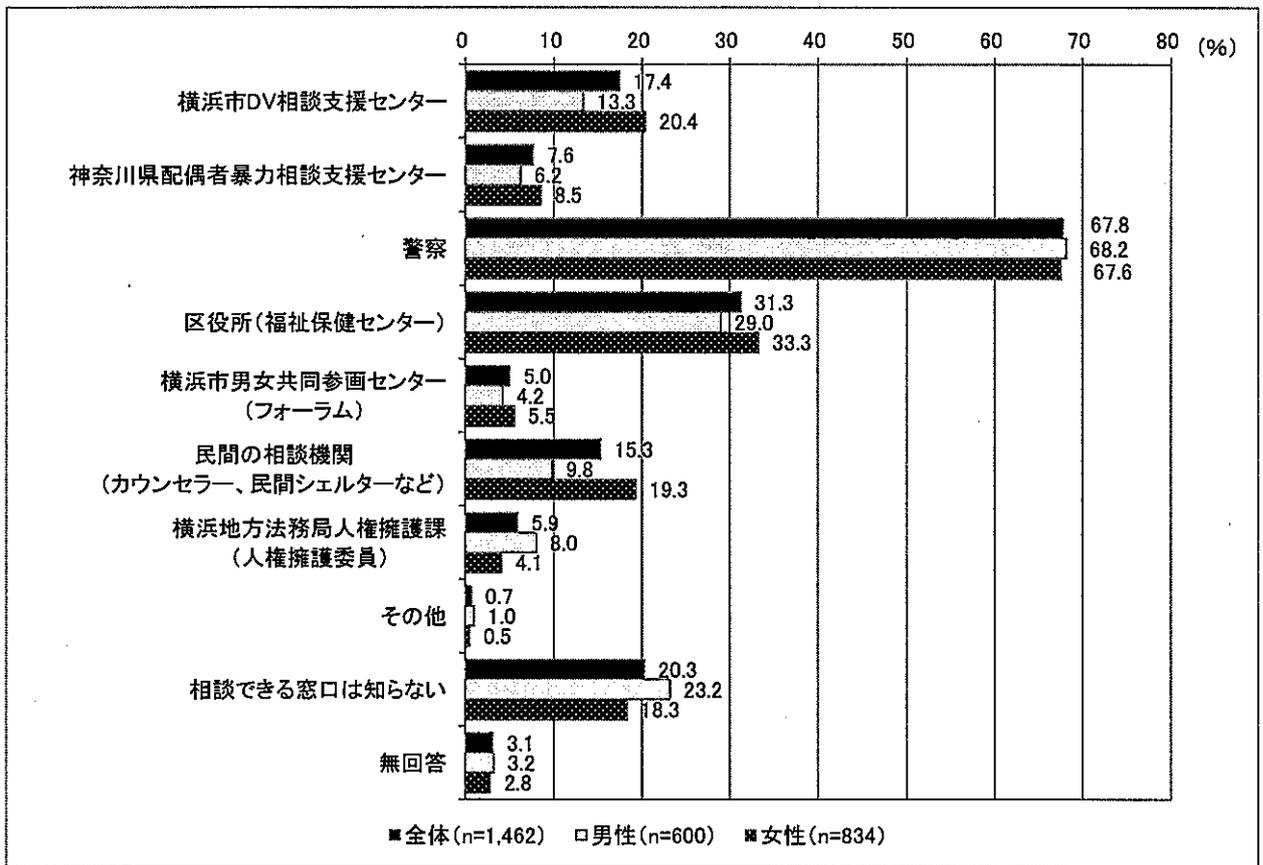
(出典) 警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」(平成27年3月)

注1) 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日(10月13日)以降の認知件数

注2) 法改正に伴い、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上

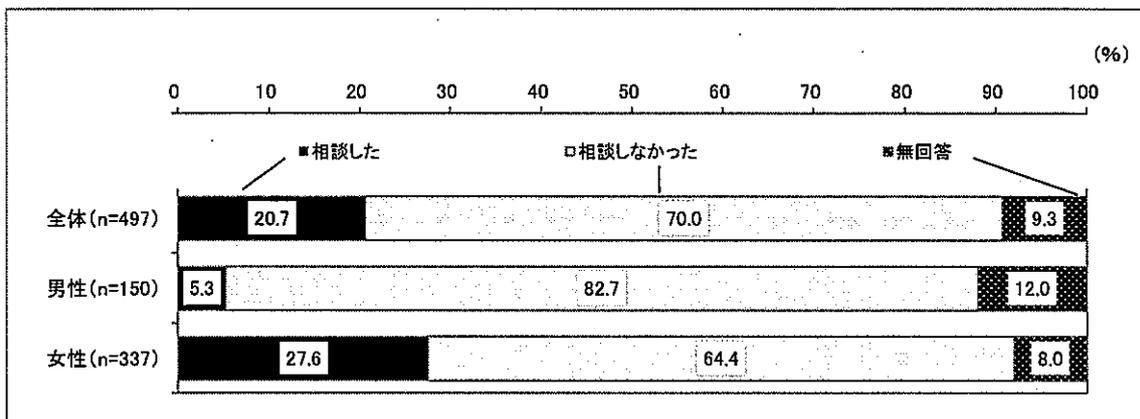
注3) 法改正に伴い、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

図表 53 配偶者やパートナーからの暴力についての相談窓口の認知度(複数回答)(横浜市)



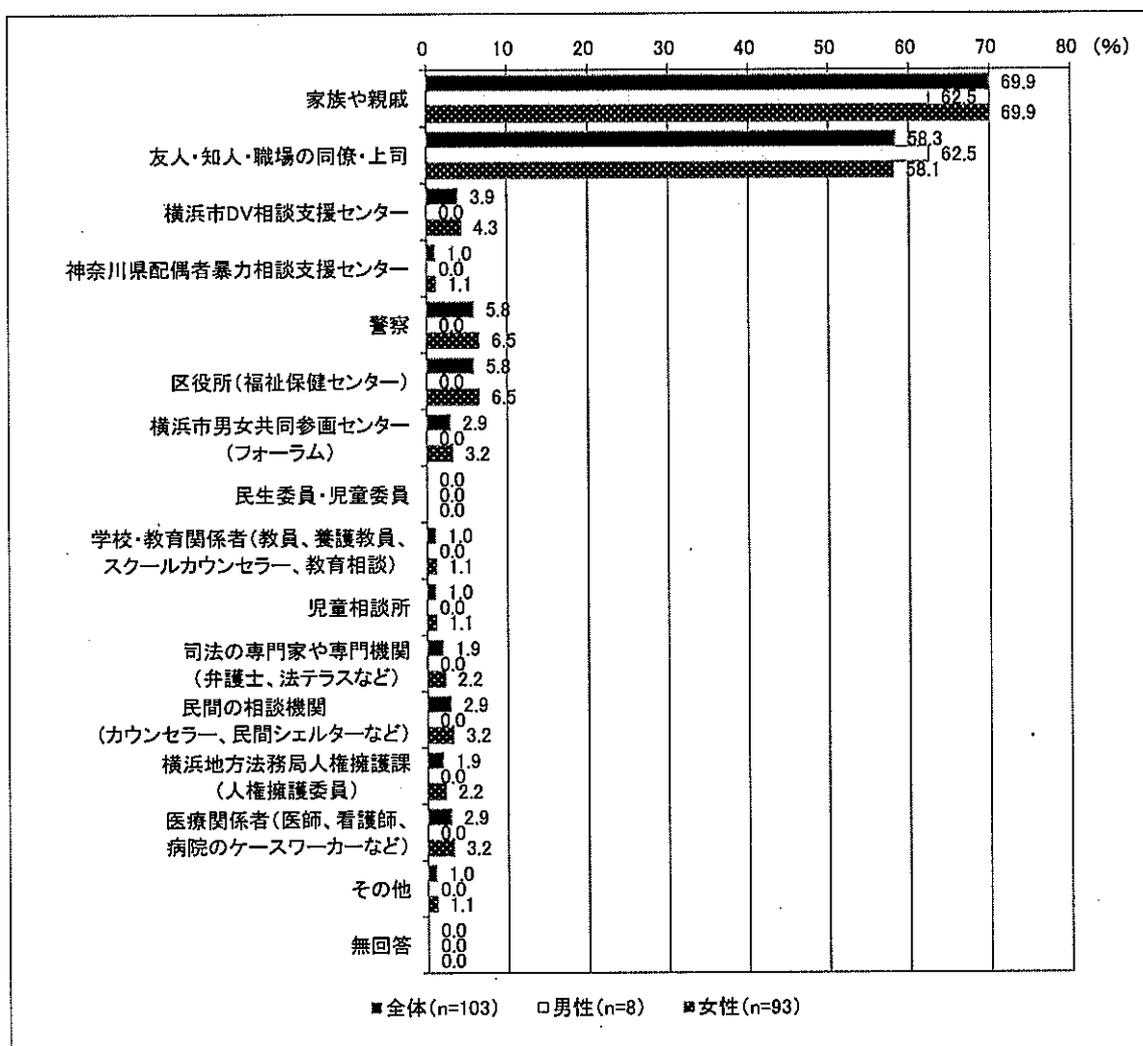
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)

図表 54 暴力にあたる行為を最初に受けた後の相談(横浜市)



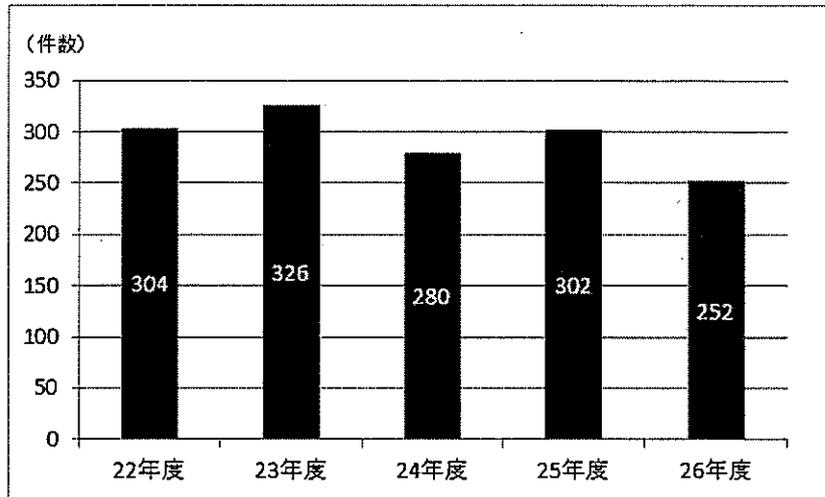
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)

図表 55 相談をした先（複数回答）（横浜市）



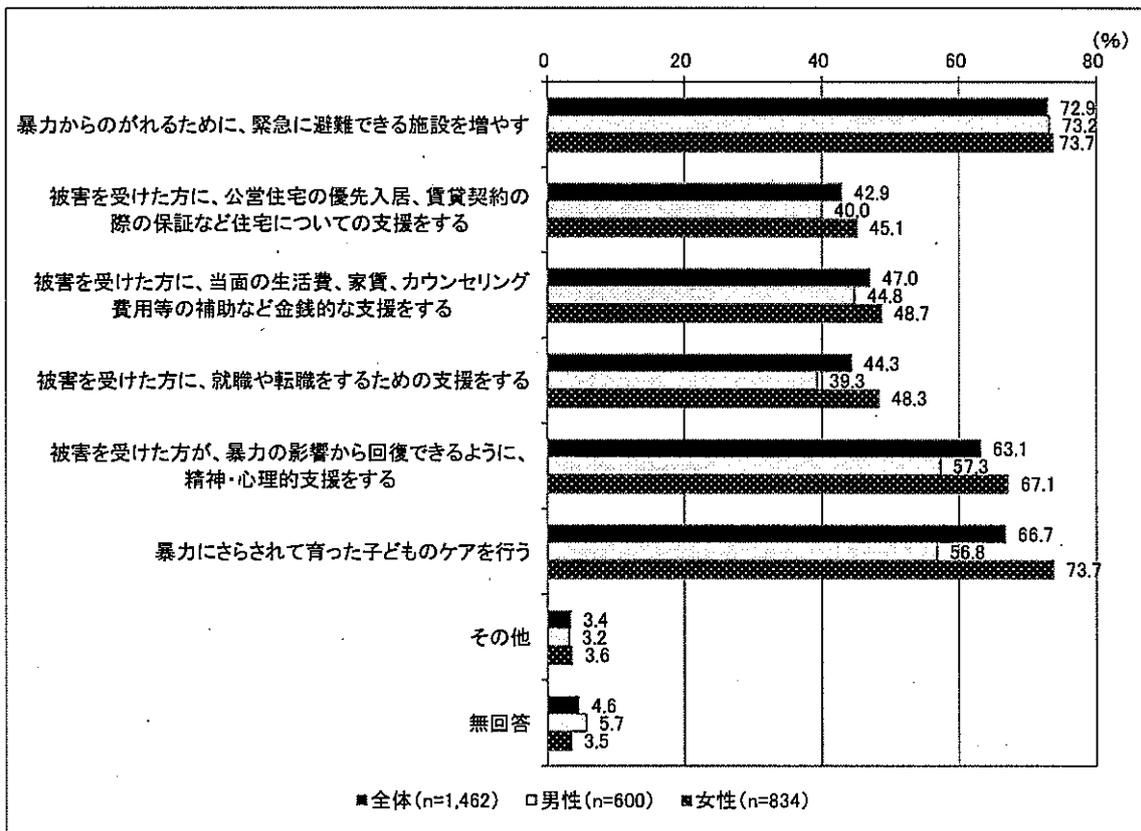
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)

図表 56 一時保護件数の推移(横浜市)



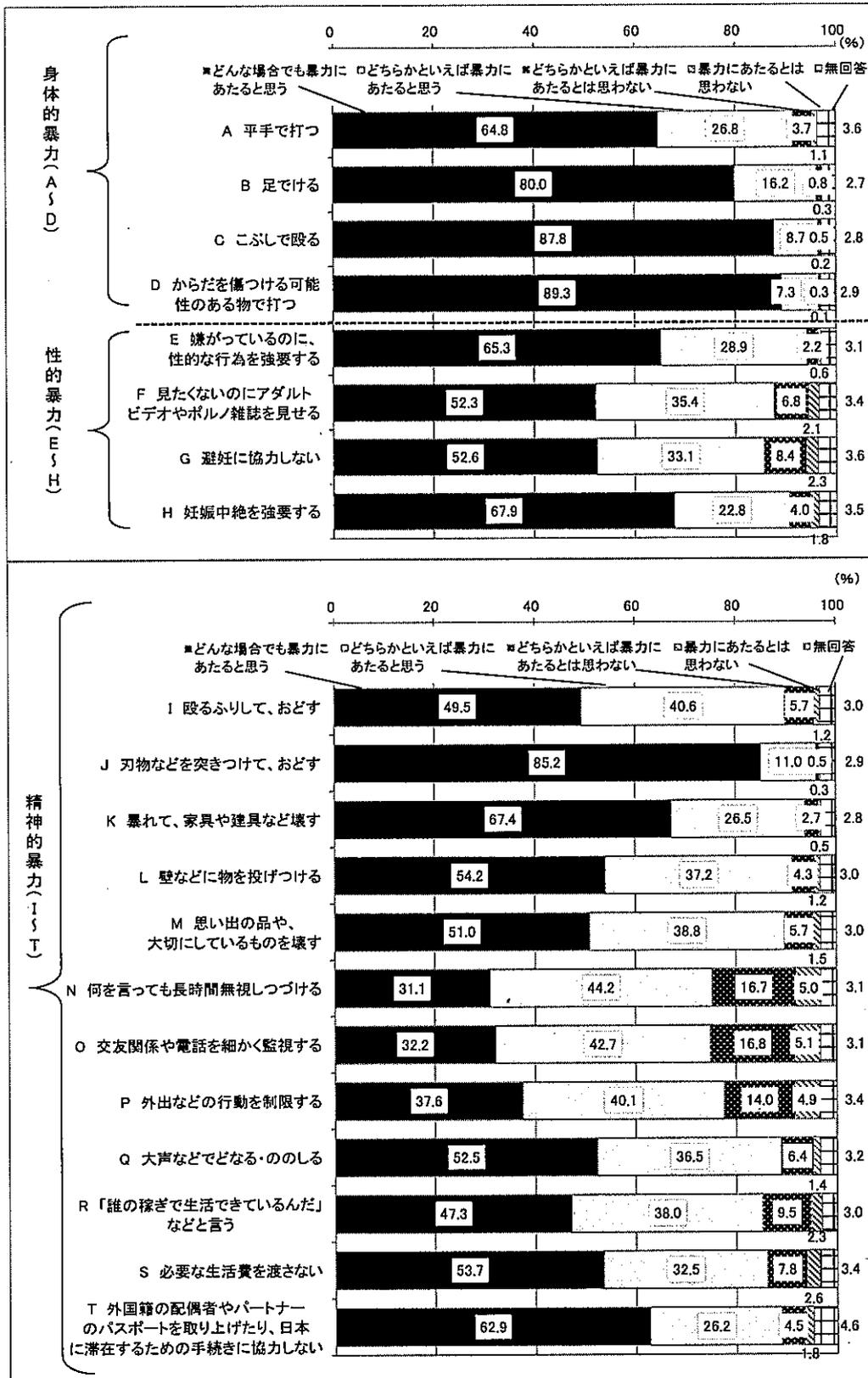
(出典) 横浜市子ども青少年局資料より作成 (平成 22～26 年度)

図表 57 暴力を受けた人が安心して生活するために必要な支援(複数回答) (横浜市)



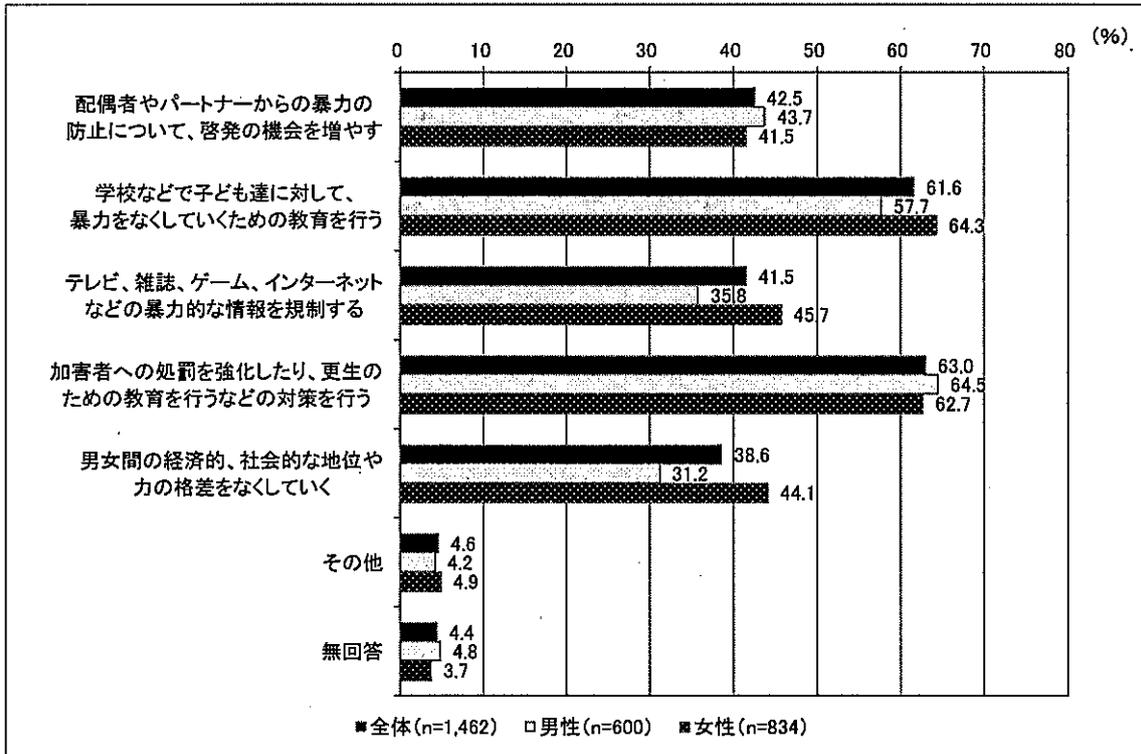
(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)

図表 58 配偶者やパートナーの間での暴力と思われる行為(横浜市)



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)

図表 59 配偶者やパートナーからの暴力をなくすために必要なこと(複数回答)(横浜市)



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 26 年度)